

# 令和5年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第1日目 令和5年9月6日(水)

- 議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は1名欠員の11名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。  
これより9月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。8番 畠山一充君、9番 金 一義君を指名いたします。  
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 畠山一充君の報告を求めます。  
はい、8番 畠山一充君。
- 議会運営委員長 畠山一充 はい、8番 畠山です。おはようございます。私から、9月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。  
去る8月の28日、午前10時から第二委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、「9月定例会の日程・議案について」委員会が開かれました。  
今定例会の議案は、補正予算関係議案が5件、人事案件議案が1件、決算認定が6件、報告が2件であります。  
また、一般質問者は6名となっております。  
今定例会の日程は、初日が町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明、議案に対する質疑、議長発議による決算特別委員会の設置について審議したあと、各議案を委員会に付託することとし、本会議が終わり次第各常任委員会に入らせていただきます。  
2日目は、一般質問を行い、終わり次第、決算について委員会審議に入らせていただきます。  
最終日は、午後3時から、各委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと、討論・採決を行います。  
今定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月15日までの10日間で行うことにいたしました。  
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。  
ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議長 伊藤秋雄 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から15日までの10日間と決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
答弁のため出席を求めた者、町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
次に、日程第3、「議長の諸般報告」に入ります。  
この報告は、令和5年の6月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し皆さんのお手元に配布しております。その報告書をもって、「議長の諸般報告」にかえさせていただきますと思いますが、そのように取り計らってご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 異議なしということで、そのように行います。  
日程第4、これより、町長の行政報告を求めます。はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 伊藤秋雄 これより、町長の行政報告に対する質疑を行います。  
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに7日の一般質問と重複する質問は、控えてくださるようお願いいたします。また一人一問一答程度で簡潔にお願いします。質問のある方は挙手してお願いします。  
質問のある方。はい、9番 金一義君。
- 9番 金 一義 今、「町長の行政報告」を、お聞きしておりましたけども。今年は3年ぶりに開催された盆踊り大会が盛況裡に終わったということで大変うれしく感じております。そこで、

マスクの云々って書いてありますけども、これによるコロナに罹患された方はおるのか、おらないのか、そこらへん町当局としては把握しているでしょうか。そこらへん答えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 ただいまのご質問にお答えしますけども、コロナの感染状況につきましては把握しておりません。

議長 伊藤秋雄 はい、金一義君。

9番 金 一義 私は何人かの方は把握しております。その氏名は申し上げられませんが、盆踊りに参加された方で、それでコロナになりましたと。重症ではなかったようですけども、そういうかたちで。以上です。

議長 伊藤秋雄 いいですか。

9番 金 一義 はい。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質疑を終わります。次に、日程第5、議案第66号から、日程第9、議案第70号までの5件を各常任委員会に付託する関係で、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしということで、ご異議なしと認め、そのように決定いたします。議事日程については、配布している日程表のとおりであります。提案理由の説明を求めます。畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。

#### 議案第66号 令和5年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）について

補正予算書の1ページをご覧ください。歳入歳出に、それぞれ9,221万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億5,463万4千円としております。

それでは歳入の主なものをご説明いたします。8・9ページ、総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,689万6千円を追加しております。

民生費県負担金、災害救助費負担金276万4千円の追加は、災害救助法の適用による住宅の応急修理に係るものでございます。

民生費県補助金には総額294万4千円を追加しております。これは、物価高騰に伴う障害者支援施設、介護保険施設及び保育施設への光熱水費助成に係るものでございます。

農林水産業費県補助金、秋田県水と緑の森づくり税関係事業費補助金194万3千円の追加は、高岳山の散策路の整備に係るものでございます。

繰入金の介護保険特別会計繰入金には、令和4年度給付費などの精算分として389万4千円を追加し、10・11ページ、前年度繰越金は4,113万円としております。

続きまして、歳出の主なものをご説明申し上げます。

12・13ページ、総務費、一般管理費、職員退職手当組合町政負担金875万4千円の追加は、令和4年度までに支払った退職金の累計額が、退職手当組合への負担金納付累計額を超過したことによる調整分でございます。

民生費の社会福祉費及び児童福祉費には、障害者支援施設、介護保険施設及び認定こども園に対する光熱水費助成として総額で588万9千円を追加しております。

14・15ページ、災害救助費、修繕料276万4千円の追加は、7月の大雨災害により、半壊等の被害を受けた住宅の応急修理に係るものでございます。

農林水産業費、林業費の工事請負費に194万4千円を追加しております。これは、高岳山の散策路の整備に係るものでございます。

16・17ページ、商工費の総額5,659万6千円の追加は、町民1人当たり1万円分の商品券を発行するためのものであります。なお、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,689万7千円を充てております。

18・19ページ、予備費に500万円を追加しております。これは、7月の大雨災害について予備費による応急対策をしたため、今後に備え当初予算と同額を追加するものでございます。

以上が一般会計補正予算（第3号）の概要であります。

#### 議案第67号 令和5年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

23ページ、歳入歳出から、それぞれ339万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億688万7千円としております。

30・31ページ、歳入は、前年度繰越金から339万8千円を減額しております。

32・33ページ、歳出の主なものにつきましては、納付金額の確定により、一般被保険者医療給付費分から314万7千円、一般被保険者後期高齢者支援金等分から67万円をそれぞれ減額しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

#### 議案第68号 令和5年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

37ページ、歳入歳出に、それぞれ269万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,872万8千円としております。

44・45ページ、歳入は、前年度繰越金に269万5千円を追加しております。

46・47ページ、歳出は、下水道費に269万5千円を追加しております。これは、マンホールに防蝕加工を実施するものでございます。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

#### 議案第69号 令和5年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

49ページ、歳入歳出に、それぞれ1,561万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億25万6千円としております。

56・57ページ、歳入は、前年度繰越金に1,561万5千円を追加しております。

58・59ページ、歳出の主なものは、諸支出金の償還金に、総額1,153万7千円を追加しております。これは、令和4年度給付費の実績による精算分で、国・県及び社会保険診療報酬支払基金への償還金でございます。

一般会計繰出金389万5千円につきましても、令和4年度給付費の実績による精算分でございます。

以上が介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

#### 議案第70号 令和5年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について

63ページ、収益的支出から132万7千円を減額し、総額を1億4,018万4千円としております。

66・67ページ、収益的支出につきましては、賞与引当金を含めた職員の人件費として総額で316万7千円を減額し、原水及び浄水費の修繕費に浄水場設備の修繕料として48万4千円を、配水及び給水費の修繕費に配水管、給水装置の修繕料として100万円をそれぞれ追加しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。  
初めに、日程第5、議案第66号「令和5年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）について」の質疑を行います。質疑ありませんか。はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 4番 北嶋賢子です。委員会外なので、ちょっと確認の意味で質問したいと思います。9ページに、さっきの説明の中では9ページで林業費の補助金194万3千円。そして最初のところで、高岳山いこいの森整備工事、194万4千円と出ております。15ペー

ジです。一番下のところ。これは散策路の整備のためにやったという説明を今いただきましたけれども、もう実現したのか、やったのか、これからやるのか、ということを知りたいと思います。お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 こちらの工事につきましては、現在発注済みです。それで、工期につきましては、12月8日までとなっております。以上です。

4番 北嶋賢子 はい、分かりました。了解です。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。所会委員会が違いますので、ちょっと要望というかですね…。15ページの災害の修繕料とかっていうところで関連してくるんですけども、当町において床上浸水等に給付金等がございますけども、今現在、床下に対する支援というものが無いように感じております。ここに対して今後、要綱整備をお願いしたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、住民生活課課長。

住民生活課長 畠山孝直 小柳議員の質問にお答えします。現在の町の見舞金については、床上浸水の方に見舞金として5万円支給しております。床下浸水につきましては、要綱上は見舞金給付することになっておりませんので、この後、他市町村の状況等を勘案しまして検討していきたいと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、いすか。

2番 小柳 聡 はい、まず一旦いいです。

議長 伊藤秋雄 いいですか。

2番 小柳 聡 はい。ありがとうございます。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。ありませんか。いすか。はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 無ければ、じゃあ私の方から。17ページの備品購入費、これも所会委員会が違いますので、ちょっとお伺いをしたいんですけども。通学用リュックサック購入費というものがございます。これは、おそらく小学生のランドセルに対する、ランドセルの代わりになるものなのか、というところをまずお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、教育委員長。あ、教育長。

教育長 江島廣 小柳議員にお答えします。来年度の小学1年生の入学者に対して、気持ちとして今使っているランドセルも、既に購入している方もいらっしゃると思います。その方は、どちらでもいいという形で進めていきたいと思っております。ただ全員に、軽い似たようなランドセルで背負い易い物、体に負担のかからない物として考えて、来年度購入するという形になっております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、2番 小柳聡君。

2番 小柳 聡 これ、おそらくアンケート等もたぶん実施してこういった判断に踏み切っていると思います。因みに、これ、一番は保護者の負担軽減なのか、重さ対策なのか、といったあたりは、因みにどういった返答になるのでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、教育長。

教育長 江島廣 両方考えて、このカバンを使用することにしております。

議長 伊藤秋雄 他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第66号についての質疑を終わります。  
次に、日程第6、議案第67号「令和5年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第67号については質疑を終わります。  
次に、日程第7、議案第68号「令和5年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第68号についての質疑を終わります。  
次に、日程第8、議案第69号「令和5年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第69号についての質疑を終わります。  
次に、日程第9、議案70号「令和5年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。議案第70号についての質疑を終わります。  
ただ今から、各会計の決算認定の議案を上程いたしますので、渡邊代表監査委員から出席していただきます。暫時休憩いたします。

( 休 憩 )  
(渡邊代表監査委員着席)  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 会議を再開いたします。  
ただ今から、各会計の決算認定の議案を上程いたします。  
日程第10、認定第1号から、日程第15号、認定第6号までの6議案を一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
議案の提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫  
認定第1号 令和4年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。  
決算書の146ページをご覧ください。実質収支に関する調書をご覧ください。  
歳入総額が4億51万4千円、歳出総額が3億9,020万6千円、歳入歳出差引額は2億1,030万8千円であります。そのうち695万1千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は2億335万7千円となっております。  
それでは、2・3ページをご覧ください。歳入の概要につきましては、町の自主財源であります町税が総額4億6,020万6,882円。前年度比0.9%、およそ397万の増額となっております。調定額に対する収納率については、94.2%と前年度比0.6%の減となっております。  
地方消費税交付金は、1億3,584万3千円であり、主要財源の地方交付税は、1億8,497万3千円で、前年度比1.2%、およそ2,204万円の増額となっております。  
4・5ページ、国庫支出金は、5億7,639万3,650円で、前年度比5.3%、およそ2,903万円の増額、県支出金は、2億6,184万9,255円で、前年度比14.2%、およそ3,258万円の増額となっております。  
繰越金につきましては、2億1,046万3,016円で、前年度比14.6%、およそ3,607万円の減額となっております。  
町債は、2億5,818万8千円と、新庁舎建設事業の本体工事終了などにより、前

年度比68.4%、およそ5億5,776万円の減額となっております。

次の歳出の概要につきましては、別紙の性質別歳出の状況をご覧ください。

薄い緑色のこういうものがございます。

義務的経費であります人件費、扶助費、公債費は、総額で14億8,243万2千円と、前年度比4.9%、7,589万8千円の減額となっております。

これは、住民税非課税世帯臨時特別給付金5,680万円の減などにより、扶助費が前年度比14.5%、7,685万3千円の減額となったことなどによるものでございます。

投資的経費であります普通建設事業費は、6億7,297万7千円となっております、新庁舎建設事業の本体工事終了などにより、前年度比44.1%、5億3,081万7千円の減額となっております。

その他の経費につきましては、総額で17億2,987万7千円となっております、前年度比13.7%、2億848万8千円の増額となっております。そのうち物件費については、新庁舎への備品の購入、各種機器移設などにより前年度比39.1%、1億3,594万8千円の増額となっております。

次に実施事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応事業としては、ワクチン接種事業、地域商品券交付事業、福祉施設等物価高騰緊急支援事業、農業経営支援交付金交付事業などを実施しております。

継続事業の新庁舎建設事業につきましては、令和4年5月6日から新庁舎での業務を開始し、旧庁舎の解体工事は令和5年1月末で終了しております。

社会資本整備総合交付金事業では、町道の道路改良事業など社会資本整備に取り組み、防災関係では、老朽化している防災行政無線の屋外子局3基について改良工事を実施し、防災力の向上を図っております。

教育関係では、併設校の学校長寿命化改良工事を実施しております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

#### 認定第2号 令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

決算書の180ページをご覧ください。実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が9億195万4千円、歳出総額が7億2,684万5千円、実質収支額は1億7,510万9千円となっております。

148・149ページ、歳入の概要については、国民健康保険税が8,821万9,108円で、前年度比13.5%、およそ1,374万円の減額となっております。調定額に対する収納率につきましては、79.1%と前年度比3.9%の減となっております。

県支出金につきましては、歳出に見合った額が収入されており、一般会計からの繰入金である他会計繰入金は、5,062万8,769円となっております。

次に、歳出の概要ですが、150・151ページ、保険給付費では、療養諸費の減が大きく、総額で前年度比4.5%、およそ2,657万円減額の5億6,411万282円となっております。

また、国民健康保険事業費納付金については、総額で1億4,692万4,197円を支出しております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第3号 令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

196ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が8,727万4千円、歳出総額が8,762万7千円、実質収支額は35万3千円のマイナスとなっております。

歳入の概要については、182・183ページ、後期高齢者医療保険料が5,565万4,700円で、前年度比1.3%、およそ72万円の減額となっております。

また、一般会計繰入金は2,946万1,594円で、前年度比7.8%およそ213万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、184・185ページ、総務費が260万3,548円、後期高齢者医療広域連合納付金が8,294万4,944円で、前年度比4.0%、およそ320万円の増額となっております。

なお、185ページの下段に記載してのとおり、歳入が歳出に対して35万2,42

0円不足する状況となりましたので、不足額の同額を令和5年度の歳入から繰上充用しております。

以上が後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第4号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

212ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が2億9,546万5千円、歳出総額が2億7,980万3千円、歳入歳出差引額は1,566万2千円あります。そのうち1,203万1千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は363万1千円となります。

歳入の概要につきましては、198・199ページ、使用料は7,667万2,550円で前年度比3.1%、およそ247万円の減額となっております。調定額に対する収納率については、96.4%で前年度比2.5%の増となっております。

一般会計からの繰入金は、1億6,591万4千円で、前年度比9.5%、およそ1,433万円の増額となっております。

町債では、公営企業会計適用債、秋田湾・雄物川流域下水道事業債及び建設利息償還債として、総額4,765万円を借り入れしております。

次に歳出の概要ですが、208・209ページ、県が事業主体となっている秋田湾・雄物川流域下水道事業では441万2千円を、下水道維持管理費では、総額で6,385万8,801円を、210・211ページ、公債費では、総額で2億1,100万9,620円をそれぞれ支出しております。

以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第5号 令和4年度八郎潟町介護保険特別会計決算認定について

歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

はじめに保険事業勘定についてですが、252ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額が10億2,285万5千円、歳出総額が9億8,081万4千円、実質収支額は4,204万1千円となっております。

歳入の概要については、214・215ページ、介護保険料は、1億6,626万850円で、前年度比2.0%、およそ339万円の減額となっております。調定額に対する収納率は、98.8%で前年度比0.2%の増となっております。

また、国庫支出金や支払基金交付金などにつきましては、歳出に見合った額が収入されており、一般会計繰入金は、1億4,824万2千円となっております。

歳出の概要につきましては、216・217ページ、総務費は、総額で1,136万2,056円を、保険給付費では、介護サービス等諸費をはじめ総額で9億536万9,704円を、地域支援事業費では総額で4,067万801円をそれぞれ支出しております。

次に、介護サービス事業勘定についてですが、262ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。歳入歳出総額ともに496万3千円となっております。

258・259ページ、歳入は、介護予防サービス計画費収入が496万3,260円、260・261ページ、歳出は、保険事業勘定への繰出金が496万3,260円となっております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第6号 令和4年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について

決算の概要をご説明申し上げます。

270ページ、損益計算書をご覧ください。令和4年度の当年度純利益は、前年度比およそ229万円減額の83万8,942円で、当年度未処分利益剰余金は、1億3,670万283円となっております。

277ページ、収益費用明細書の収入の部水道事業収益では、給水収益が1億2,390万4,730円と、前年度比2.1%、およそ267万円の減額となっております。

278ページ、支出の部の水道事業費用総額は、1億4,017万2,183円となっており、そのうち営業費用が1億3,499万1,516円と前年度比3.9%、およそ501万円の増額となっております。

279ページ、営業外費用では企業債利息が467万1,689円となっております。

280ページ、資本的費用明細書の収入の部につきましては、企業債1,670万円をはじめ総額2,418万3千円となっており、全額が水道管路緊急改善事業送水管布設替に係るものでございます。

支出の部につきましては、送水管布設替事業分として配水施設整備費に総額2,672万7千円を、企業債償還金では3,452万1,606円を支出しております。総額で6,886万9,406円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、268ページの下段に記載のとおり、消費税及び地方消費税、過年度損益勘定留保資金で補てんしております。

以上が、上水道特別会計決算の概要でございます。

以上、令和4年度各会計決算の概要をご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、認定いただきますようお願いいたします。

議長 伊藤秋雄 次に、代表監査委員による監査の報告を求めます。はい、代表監査委員。

代表監査委員 渡邊 優 ( 監査委員の意見書により監査報告の説明 )

議長 伊藤秋雄 これより、議案に対する質疑を行います。  
初めに、日程第10、認定第1号 「令和4年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑ありませんか。1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 質疑というよりも、次の審議にあたって資料提供をお願いしたいと思います。  
令和4年度決算、主要施策の成果を説明する書類の12ページ、予算書では103ページ、このへんのところ該当するんですが。まず一つ目は、国庫支出金に係る償還金、1,309万2,691円のじゅんさいプラント事業の実績報告書の書類提出をお願いしたい。  
それから二つ目ですが、13ページの土地改良施設管理費、多面的機能支払交付金の事業でございますが、八郎潟保全会の総会の資料、議事録、4月の27日の日に総会やっていますけれども、その議事録の資料提供を委員会開催されるまでに提出してもらいたい。これをお願いしておきます。以上です。

議長 伊藤秋雄 いつ頃までですか。決算認定の時…、いすか。  
はい、へば、資料提供お願いします。  
他にありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第1号についての質疑を終わります。  
次に、日程第11、認定第2号 「令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第2号についての質疑を終わります。  
次に、日程第12、認定第3号 「令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第3号について質疑を終わります。  
次に、日程第13、認定第4号 「令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第4号についての質疑を終わります。  
次に、日程第14、認定第5号 「令和4年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第5号についての質疑を終わります。  
次に、日程第15、認定第6号 「令和4年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について」の質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。認定第6号についての質疑を終わります。これにて、認定議案に対する質疑を終わります。ここで、渡邊代表監査委員より退席していただき…

1番 加藤千代美 はい、議長。監査委員に聞きたいことがあります。

議長 伊藤秋雄 あ、はい。

1番 加藤千代美 いすか。

議長 伊藤秋雄 はい。

1番 加藤千代美 よろしいですか。

議長 伊藤秋雄 はい。

1番 加藤千代美 監査委員にお伺いしたいんですが。八監第15号、5年8月29日に発行された中で、全て問題無いと、こういうことになっています。これを見ると、資金が潤沢であると解釈してよろしいでしょうか。それが、まず第一点。

それから今、この監査の意見書がありましたけれども、5ページの中のまとめの所に、「財政状況の指標である経常収支比率は前年より0.3%高くなっており、依然として高い比率であることから、経常経費の歳出節減に努める必要がある」という文句があります。この全欄の中に、この指摘のところの3ページの(1)のところ、その理由を書いてある訳なんですけど、監査員として経常収支をどのように軽減したらいいかというご意見があるのでしょうか。それが、もう一つ。それが、二点であります。二点ですが、6ページの中に国民健康保険の収納率のことについてマイナスになっていると、というような意見がありました。収納率を上げるためには監査員としては、どのような方法があるか、あったらお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、代表監査委員。

代表監査委員 渡邊 優 まず一点目。ちょっと質問の主旨と違っていたら再度お願いしたいと思います。財源的に、最初の質問、潤沢かどうかというようなご質問だったと思いますが。適正な処理とか適正に執行されているイコール潤沢な財源があるということではございません。いずれ予算があって予算執行される訳ですが、それがいかに適正に目的に沿って行われているかっていうのが、あくまでも適正な処理というような考え方でございます。あと、それから、いずれその未納・滞納者につきましては、確かに先ほど報告しましたとおり固定化されているというような現実がございます。その中で果たしてその…何と申しましょうか…えー、その人からだけの徴収で収納率が上がるのか、というような問題もございまして、やっぱり全町的に使用料、例えば税であったり、保険料であったり、そういったものを総合的に検討する場所が必要であろうというふうに考えてございます。これにつきましては前にも、監査意見の中でお話ししたというふうに考えてございます。

あと、もう一点は…何でしたっけ。あ、ええとですね、経常収支比率につきましては、これにつきましては、なかなか現実的には厳しい問題がございます。例えば今、ご存じの通り、物価というか、その物自体が上がって行く中で、限られた財源でございまして、いかにその、言うなればその…、極端な言い方をすれば、我慢するところは我慢してというような、そういう予算の執行の仕方になるかと思いますが、現実的には言いましたとおり全体的にも90%近いような経常収支比率の所も見受けられます。超えてる所もございまして。そういった意味では、なかなか常日頃使われるようなものを見直ししながら、少しでも節減できるところは節減していくということしか現状では言えないのかな、というふうに考えてございます。

議長 伊藤秋雄 はい、他にありませんか。これにて、認定議案に対する質疑を終わります。ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。ご苦労様でした。暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

(渡邊代表監査委員退席)

(再 開)

- 議長 伊藤秋雄 会議を再開します。  
次に、日程第16、「決算特別委員会の設置について」を議題といたします。  
委員会条例第5条第1項の規定により、決算特別委員会を設置し、令和4年度決算関係の議案を審査したいと思いますですが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。決算特別委員会を設置することに決定いたしました。  
次に、決算特別委員会の定数は委員会条例第5条第2項の規定により10名とし、委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、私と欠員一名3番の議員を除く、議席番号1番から2番、4番から11番までの皆さんを委員に指名いたしますが、これにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、決算特別委員会の定数は10名に決定し、議席番号1番から2番と、それから4番から11番まで皆さんを予算特別委員会の委員に決定いたしました。  
すみません。決算特別委員会の委員に決定いたしました。すみませんでした。  
また、提出された各議案につきましては、議事日程表に記載のとおり、所管の各委員会に付託したいと思いますですが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 異議なしと認め、所管の各委員会に付託することにいたします。  
次に、日程第17、報告第4号「令和4年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び令和4年度八郎潟町水道事業会計経営審査について」を上程いたします。  
提出者の報告を求めます。はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料の11ページをご覧ください。  
報告第4号 令和4年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び令和4年度八郎潟町水道事業会計経営健全化審査について  
  
財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別添の「令和4年度八郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を付けて、健全化判断比率及び資金不足比率を議会へ報告するものでございます。
- 議長 伊藤秋雄 報告第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。報告第4号についての質疑を終わります。  
次に、日程第18、報告第5号「令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について」上程いたします。  
提出者の報告を求めます。はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 会議日程資料の12・13ページをご覧ください。  
報告第5号 令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について  
公営企業法適用化移行事業に係る令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第2の規定により、議会へ報告するものでございます。
- 議長 伊藤秋雄 報告第5号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認め、報告第5号についての質疑を終わります。  
次に、提出された議案・陳情については、議事日程表及び陳情文書表に記載のとおり、所管の各委員会に付託したいと思いますですが、ご異議ございませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認め、所管の各委員会に付託することにいたします。  
以上、本日の本会議の全日程を終了しました。

事務局から、委員会室を報告させていただきます。

事務局長 加藤宏 それでは、私のほうから委員会室を報告いたします。第1委員会室で、総務産業常任委員会、第2委員会室で、教育民生常任委員会を開催していただきます。

議長 伊藤秋雄 これより、各常任委員会を開いていただきます。  
明日は午前10時より本会議を開きます。  
本日の会議はこれをもって散会いたします。

( 閉会 午前 11時52分 )

# 令和5年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第2日目 令和5年9月7日(木)

議長 伊藤秋雄 おはようございます。  
ただいまの出席議員は1名欠員の11名であります。  
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたします。  
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。  
日程第1、これより一般質問を行います。最初に11番 柳田裕平君の一般質問を行います。11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 はい、議長。

議長 伊藤秋雄 11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 はい、11番。おはようございます。柳田裕平でございます。  
質問に入る前に、先般の7月14日からの豪雨被害で残念なことですが、本町住民の方一名がお亡くなりになりました。心からご冥福をお祈り申し上げます。また、住宅災害、農業災害に遭われました皆様にも心からお見舞い申し上げます。そして災害の対応で、いろんな方面でご尽力いただきました各団体の皆様にも感謝・御礼を申し上げます。  
それでは質問に入らせていただきます。  
私の今回の質問は、項目で二つでございます。  
一つがB&G海洋センターの改修工事について。二番が一日市商店街の街路灯についてでございます。  
どちらも一問一答方式でお願いいたします。  
それでは、表題の1番「B&G海洋センターの改修工事について」  
今年度から「B&G海洋センター」以下は「海洋センター」に省略いたしますが…、の改修工事を3年計画で取り組むことになりました。  
当局の説明によれば、今年度は鉄骨・塗装関係の補修工事に上屋シートの新装工事関係、来年度がボイラーなど機器の入れ替え工事、再来年度がプールの解体・プールタイルの排水設備・更衣室とトイレ等の工事を行うとの説明がありました。  
「海洋センター」は、主に小中学校の授業や幼稚園・保育園などにも利用されている教育現場ともなっております。  
残念ながら、生徒・園児などは減少傾向にあるようです。  
将来的には異常気象による暑さ対策や災害時の活用として、町民にとっても必要な施設となってくるのではないのでしょうか。  
そして、安心・安全な「海洋センター」であってほしいとの思いであります。  
そこで私の質問ですが、今年度の工事はすでに進行中ですので、主に来年度・再来年度に残されている今後の事業についてお伺いいたしますので答弁よろしくをお願いいたします。  
質問1番でございますが、今回の工事でB&Gからの助成限度額が0円になるとのことでした。この制度を維持するためにはどのような基準があるのか、また本町としてこの制度を今後も維持することになるのでしょうか。お答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 柳田議員のご質問にお答えします。  
はじめに、6月定例会の常任委員会において、教育課長は「教育課としては、できるものならばボイラーなどの機器の入れ替えを来年度、プールタイルと排水設備、更衣室、トイレなどの改修を順番に進めていきたいが、かなり高額な費用が見込まれるため一挙に進めることはできない。また、中羽立運動公園や農村環境改善センターの老朽化対策もあるので、一度に全部はできない現状である」との内容で話ししており、できれば実施していきたいという意味であり、3か年で実施することが決定されているわけではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。そのことを踏まえて答弁いたします。  
一つ目、この度の改修工事では、助成額2,630万円が交付決定されております。これにより、本町は各自治体の助成限度額である3,000万円に達しました。今後も、財団からの評価「特A」を10年間維持できれば、再度3,000万円を受けとることができ、現段階で本町の評価は、「特A」を令和元年度から令和4年度まで継続しておりますので、令和10年度まで継続できれば、再度助成を受けとることができ、引き続き

きこの制度を活用できるように運営してまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 関連ですが、私の質問の中でもう一つありまして、この基準ですね。基準は、どういう基準があるのかという事でございますが、その質問にもお答えいただきたいと思っております。これ、私の質問に入ってませんでしたっけ。入ってますよね。本町としての制度を今後も維持することがあるのでしょうかということで、維持するためには、どのような基準があるのかという、そこをちょっと説明いただきたいんですが。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 質問にお答えします。

基準というのは「特A」、それから「A」、その後とこう、あります。何と言いましよう、多くもらえるためには「特A」を獲得しなきゃいけません。これ全部点数制になっておりまして、例えば例とすると、いろんなB&Gの会議にどの程度出席したか、これも私達職員と町長が出るのでは点数が違います。最高得点が町長の出席になりますので、ずっと海洋センターのいろんな東京で行われる会議には町長が毎年出向いております。あとですね、事業です。例えば中学校・小学校・保育園そういうところで、どのくらいの人数の人達が利用しているか、あるいは、ウチのほうではヨット教室や水泳教室、そういうふうないろんな類の事業を積み重ねて得点を積み重ねているわけですね。で、これを事業を滞っていきますと「特A」にはなれないということになりますので、「特A」に向かってそれを維持できるようにいろんな事業を展開していくと、そういうふうなことになります。よろしいでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 まあ、あの、説明は分かりましたので、できればこの後もそういう基準をクリアするようなかたちで、いろんなアイデアを出しながら努めていきたいと、努めていただきたいというふうに考えますので、どうかよろしくお願いいたします。  
2番でございます。今回の工事はかなりの高額な費用ですので一挙に進めることができないうことで3年計画になったとの説明でした。残される来年度と再来年度の各事業については検討中の部分もあるかと思っておりますが、高額な費用である予算規模とその財源をどのように考えているのでしょうか。できれば具体的にお答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 質問にお答えします。初めに申し上げましたが、3か年で実施することを決定しているわけではございません。その点を踏まえてお答えします。海洋センターの場合は、国からの交付金や補助金があればよいのですが、なかなか条件にあったものがないので、「特A」評価を継続しながら助成金を再度受けることができるように運営していくことが望ましいというふうに考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 はい。実は私、この3年計画っていう言葉を使いましたが、単純な考えでございまして、今年、来年、再来年という言葉で説明いただきましたので、あ、そうすると3年計画なのかなあっていう、そういうまあ私の受け止め方をしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。  
それで、この改修工事はもうB&Gのプールに関しては、いろんな方々から早く直してもらいたいっていうのが要望がありました。使用する方も、中であって働いている方も。そういうことがありましたんで、できればこの改修工事も上手く予算の計画を立てながら、この期間の3年間で出来るような形で工事を終えてもらいたいっていうのがお願いなんです。出来れば欲を言えば、もう一年も詰めてやったらいいって、なるべく早く、特に子ども達が待ってると思うので、やってもらえるような方法も無いのかな、と考えますので、そこらへんをちょっと教育長からお答えいただけますか。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 現時点におきましては、見通しとして先程も申し上げましたように、予算、財源なるも

とがございません。ですので、工事に入るとすれば、町単になります。我々としましては例えば今直さなきゃいけない物、いろいろ出てきますけれども、そここのところに見通しとですね、ちょっと保たないとかそういうことになれば、緊急に対応していくかたちになるだろうと。補助金が無い場合は…、に考えております。出来るものならば、なんとか早めに柳田議員さんがおっしゃるとおりに行きたいものだなという考えは持っております。

議長 伊藤秋雄 はい、11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 大変お金もかかる事業ということは理解いたしました。それで3年計画でないっていうからおそらく1年毎の年次計画という意味かと思いますが、予算とかそういう関係でいくと、なかなか苦しい面もあるようですので、この来年、再来年っていうのが、これまた1年延びて4年かかるとか5年かかるとかっていう可能性もあるってことでよろしいですか。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 状態を見ながら、その可能性もございます。使えればまず我慢していくというふうなことになるかと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 なるべく最低限3年で収まるように、ひとつ努力していただきたいと思えます。次の質問の3番に入ります。再来年度予定の更衣室・トイレ・シャワー室ですが、私が拝見した限りでは現在の建物自体も老朽化が進んでいるようですし、それと改善が必要と思われる箇所が多々見られますので、新築にした方が現実的であると思えますがどうでしょうか。お答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。仮に新築する場合は、5億円以上の費用が必要と言われております。また、新築に合わせ上屋シートではなく屋根を固定化し、完成後に開放期間を延長して運営できれば、1億円の助成があります。議員の言われるように新築した方が現実的であると思えますが、1億円の助成を受けても全体の費用が高額のため財政的に厳しいものがあります。一応、今回の上屋シートと鉄骨の補修に関しては財政、町長等とも相談して、新築したほうがいいんでねえかなと、そういうふうなことで話し合いもしたんですけど1億円の補助を貰っても残りの方が、かなりかなり町負担というふうなことになりますので今回は見送ってきたというふうな流れがございます。先ほども答弁しましたが、条件に合った国の交付金や補助金がございますので、今後不具合が出てきた箇所については、その都度対応していくことになるかというふうな考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、11番 柳田裕平君。

11番 柳田裕平 それで私も先ほど申し上げましたが、現状あまり良いとは言えないような現状なんですよ、拝見して、こうずっと来て。それで私もちょっと気になってましたんで、隣町の井川町の、あぁ、飯田川、旧飯田川、潟上市のB&Gのプールを拝見しに行って来ました。ちょっとお互いに比較しようかなという事で。その感じを、その感想をちょっと聞いてもらいたいんですが。まずロッカーですが、これから工事を行う、工事の分で更衣室のほうの関係の分で拝見しました。ロッカーですが、私のほうのロッカーを見ましたら、やっぱりいろんな各所にカビが生えたり穴が開いたりしてガムテープで留めたりしたりして、決して清潔なような感じには見えなかったんですが。飯田川さんの場合は、そこらへんは綺麗に手入れしているかどうか分かりませんが、私どもよりは綺麗に感じました。ということは飯田川さんに聞いたら、私どもこのプールよりは3年位後で出来たとかっていう話でしたので、そう年数も違ってないはずなんですよね。やっぱり今までの手入れがちょっと悪かったのかなあということが一つ感じられました。それからトイレです。トイレの場合、これはなんか当時のB&Gのプールは話係員に聞いたら、みんな同じような造りでだいたい造られてるような感じなんですよね。だからうちのほうも内部ほとんど同じ様な感じになっております。それで、そのトイレなんですけど…、大のほうのトイレ

レが、まだしゃがんでやるトイレでございます。私どものほうは。で、飯田川のほう拝見しましたら、やっぱり同じでございます。子供達がやるのが、なかなか出来ないというか嫌がるってことは言うておりました。まあ、30何年もよくやってきたなあとも思っております。こういう面からいけば、もうちょっと早くトイレくらいは直してやっても良かったのかなあと、私自身は感じておりました。それからシャワー、シャワーはウチのほうは更衣場の中に三つ四つくらいありますが、この前ちょっと行って聞いたら、一つ二つは使えないシャワーがあるという話も聞いております。それから更衣室とプールの間にあるシャワー、男女両方にありますが、これはまだ一週間もなりませんが見たときには全部穴が開いて使用不可能というような話もしておりました。これも出来ればこうなる前に直してあげてもらいたかったなあ、というような感じを受けました。それからもう一つ酷いのが、飯田川とこっちのほうの違いが、更衣室の中にウチのほう何かプールに使う器具の材料とかロープとかなんかそういう物が結構山なってるんですよ、更衣室の中に。飯田川さんのほうは綺麗にそういう物は何も無かった、この差はちょっと大きいなあと思って感じて来ました。ということは、飯田川さんの場合は更衣室の脇の方にスペースを取って物置小屋みたいな物を一つ作ってそこに全部そういう物は入っております。プールに使う器具とかそういう物は。ほとんど更衣室にはそういう物は置かれておりませんでしたので、この後新しくする時には、そういう所も気を付けていたいただきたいと思いますが。これ私の感想でしたので、今の感想に何かあったらお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 管理については、かなり不備な面もあったかなあというふうに考えております、いろいろな形で。古いものですから、直す所を直してないっていう所はかなり重なっておりますので、今後ですね、出来るものならば少しずつでもやっていければなあという考え方でございます。大変貴重なご提案ありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 はい。

11番 柳田裕平 まあ、新しくするためってことで私も言う時は言った方がいいのかなあってことで申し上げましたので、お許しいただきたいと思っております。

それから…、ちょっと待ってください。あ、これだな。4番です。4番の質問に入ります。

来年・再来年に予定している工事はどちらも待ったなしの状況です。工事の工程や財政的な面を精査検討して3年計画を2年計画に変更できないものでしょうか。ということをお先ほど申し上げましたので、まずこの質問には答弁は結構でございます。そういうことで質問を、1番の方の質問を終わらせていただきます。

次に表題2番の方に入らせていただきます。

表題2番「一日市商店街の街路灯について」でございます。

一日市商店街の街路灯を現在まで維持管理しているのが「八郎瀉町街路灯会」、以下「街路灯会」ってことで省略させていただきますが…であります。

この街路灯会ですが、平成5年、それまで設置されていた街路灯を2,700万円の費用を投じて白熱電球街路灯に更新する際に八郎瀉町商工会の内部組織として設立され、平成16年には街路灯会を商工会から分離しております。尚、現在の会員は58名であります。

「街路灯会」の令和5年度通常総会が8月7日に開催されました。会員減少による財源確保の厳しさ及び電気料金の高騰などで、令和元年度から引当金を切り崩して運営せざるを得ない状況になっているとのことでした。

また、今年度より異常気象の影響で街路灯の定期清掃をすることになり、その費用として毎年40万円程が必要となっております。

「街路灯会」事務局が作成した資料では、5年後には「街路灯会」の運営ができない状況になることが予想されるとのデータが示されました。

総会審議の結果、街路灯の維持管理事業を町当局に移譲することを第一に考えることとして、却下の場合は年間50万円程の助成をお願いする趣旨の要望書を畠山町長に提出することにいたしました。

要望書は、すでに畠山町長にも届いていることと思われまます。

私も、「街路灯会」の会長さんと直々に話をする機会があり、会長さんからは町当局に対して何とか移譲・助成をお願いしてもらいたいとのことでした。

非常事態ということであり、できる限りのことは試みることにいたしましたので本日の質問になりました。

そこで、質問に入りますが、1番ですが、町当局が移譲を受けるにしても毎年助成をするにしても、今すぐ結論の出るような事案ではないことは私も承知しております。しかしながら、街路灯会としても頼るのは町当局しかないというところまで来ております。町民のことを思えば、将来に向けて商店街の灯りを消すわけには参りません。この実情をご理解いただき、移譲・助成についてのご検討よろしくをお願いいたします。町長の見解をお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。仮に街路灯会が要望のとおり、町に移譲されることになると、これまで会員の皆様と、関係各位の皆様のご尽力により、設立、運営されてきた八郎潟町街路灯会が無くなることとなります。これは、町としても大変残念なことになると捉えております。議員言われるように会員の減少、電気料金の高騰及びメンテナンス費用の新規発生など、街路灯会の運営が年々厳しくなっていることは理解しておりますが、今しばらくは、街路灯会が継続して商店街の灯りをとともす役目を担っていただきたいと考えております。このことから、現時点では移譲については考えておりませんが、運営が立ち行かなくなる時は、助成金や補助金の交付を検討してまいりたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

11番 柳田裕平 どうもありがとうございます。それでちょっと今の現状をもうちょっと詳しく説明させてもらいますが、今、街路灯は100本位あるんですよ。で、現在の会員の数が58名。ということは単純に計算して、二人分の電気料を一人で払っているというのが現状なわけでございます。先ほども言ったようにデータも出ておりますので、どうかこのへんは考慮に入れて、この後よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、2番に入ります。いずれにしても、近い将来には街路灯会の体力も底をつき、町当局に全権移譲をしなければならぬ事態が予想されております。私案ですが、現在の「街路灯会」が維持できるように不足分については町当局が助成をすることとする。それと平行して、町当局と街路灯会がお互いの知恵を出し合い最良の解決策を検討することにしては、これ私の案ですが、どうでしょうか。見解お願ひいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほどの答弁と重複しますが、今しばらくは、街路灯会として継続して維持管理を行っていただきたいと考えております。近い将来、街路灯会の運営資金が底をつくことを想定し、議員言われるようにお互いが協議し、まずは助成や補助金交付で出来る最善策を検討していきたいとは考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、柳田裕平君。

11番 柳田裕平 時間もまだですか。ちょっと過ぎたかな。実は前の資料ちょっと調べましたら、畠山町長の時代に、平成26年か7年に今の街路灯ですよ、ついでに街路灯は。町からの助言もあって工事をして、お金も出してもらって工事をして出来た街路灯なんですよ。この時にはだいたい町のほうからもいろんな助言をいただきながら、そして国の補助金を紹介してもらいながら町としても助成金も入ってございました。自分達のお金が300万程出したのかな。そういうかたちでやっておりましたので、その当時を思い出しては、とは言わないんですが、どうかひとつ、この街路灯が消えないように面倒みていただきたいという事をお願いして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて11番 柳田裕平君の一般質問を終わります。次に、9番 金 一義の一般質問を行います。はい、9番 金 一義君。

9番 金 一義 はい、9番です。質問に入る前に先般の大雨による災害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。質問1として「地域応援商品券交付についての取り組みは」ということで議題にしてお

りますが、この案件については町民の方から我が町は今回、「地域応援商品券の発行はどうなっているの？」との問い合わせがありました。その当時です。今回の9月定例議会に補正として議案にあります。一応、町当局にこの質問させていただきます。

コロナ禍とロシアによるウクライナ侵攻によって、物価の上昇や原油高による各種燃料の高騰等、住民生活に負担感が増しているところです。

今日、食品や電気料金、燃油費用、その他の高騰により、町民の生活は大変厳しい状況にあります。特に、高齢者家庭におかれましては、少ない年金生活の中、食料品をはじめいろいろな物の物価が上がり大変厳しい状況にあります。

そこで、物価高騰対策といたしまして商品券交付などを行うことにより地域経済を回しながら住民の負担軽減を図るような生活基盤の下支えに重点を置きながら横断的な視点から、その支援策を八郎潟町でも低迷している八郎潟町内における購買活動の増進、町民の生活支援及び町内業者の活性化を図るためにも「地域応援商品券」の発行が必要だと考えます。総務省によりますと、昨年度の平均の消費者物価指数は、生鮮食品を除いた指数が前の年度より3%上昇したとあります。3%の上昇率は第二次オイルショックの影響が続いた1980年以来41年ぶりでの水準です。

値上げの商品の一例を示しますが、現在の商品の値上げ率は卵が29.4%、外食のハンバーガー24.6%、食用油24.3%、大福餅が17.3%、洗濯用洗剤が17.6%、ルームエアコンが10.9%等々、まだまだ多くの商品の値上がりがあります。

ところで、地域応援商品券の発行は井川町では8月に発行されましたし、五城目町でも実行されております。

ここで質問させていただきますが、五城目町・井川町の近隣の町で交付が実行されたから今回本町でも遅まきながら交付、その気持ちになったのか。また、当初からこの計画が進めたのかをお知らせください。当初からこの考えがあったら何故この期間の時期の補正なのかもお知らせいただければありがたいです。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えいたします。  
今般のエネルギー価格や食料品などの物価高騰は、全町民に等しく影響を及ぼし、家計圧迫や購買意欲の低下など大変厳しい状況であることから、経済対策が必要であると考えております。

この現状を踏まえ、町民の皆様への家計支援並びに町内の事業者支援策として、所得制限等を設けず10月1日を基準日とし、全町民を対象に1人1万円の第6弾地域商品券を発行するための関係予算案を本定例会に提出しております。

なお、先ほど追加ご質問されておりました…当初確かに、当初でも計画しておりましたけれども国の交付金、これがはっきりしてからやりましょうということで、今9月定例会に提出した次第でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、9番 金 一義。

9番 金 一義 今、国の云々と言うことございましたけれども、そうすると他の町村の情報だけでも、五城目町、井川さんは8月1日の発行になっております。そうすると、うちのほうは石橋を叩いたってということになるのか、そこらへんどうなのか分かりませんが、そういう事前の、その何て言うんですか、情報みたいなものは町としては感じていなかったものですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 そもそも井川町さんと五城目町さんが、今までどれだけ地域商品券を発行したかは私把握しておりませんが、他の町がやったからうちのほうはやるっていう考えではなくて、時期も考えながらいろいろ、おそらく10月からやると燃料費の高騰の部分でそういう物に使って、多く使われるのではないかなあ、ということもいろいろ考えて時期を考えてやっております。

議長 伊藤秋雄 はい、9番 金 一義。

9番 金 一義 ちょっと刺さるようで申し訳ないけれども結局、町民の方々はほとんど交流あるわけですね、五城目、井川のその話の中で。そうするとこうこうで、「なんでうちのほうだけ、けねんだが」っていうような、そういうお話があったので、これ補正で出てくると思えばこういう事はしなかったんだけど、町長さんには、そういうお話しは聞こえていって

るかどうかわかりませんが、やっぱり町民の方々は非常に敏感な部分があるわけです。片方は8月お盆前に、「一人一万円けだやあ」と。「せば、ウチのほうのどうなんだべ」と。こういう言い方が結構あったわけです。だから町長さんの気持ちは、ちゃんと確認してから云々…でことでわかりますけども、やはりそこらへんの何て言うかな、町民の気持ちを汲み取って、ある程度町民にも分かるような話しぶりでも出来ておればいいんでしょうけども、そういうところでちょっと、こういう事態があったわけです。それで質問したわけですが。そうすると第7弾の感じはどうですか。次、来年の感覚は…どういう考え持っていますか？

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今回、国の補助金、そして、また町の事業でも予算はつけておりますけども、やはり国の補助金が無ければ、なかなか持ち出しが多くなりますので財政面ではかなりきつい物があるとは思いますが。ただ、私もいろんな会合では、このようなコロナ禍の中で物価高騰とか続くようであれば、町民の皆様には町も考えていきますから、ってことは町民の皆様には常日頃からおっしゃってございましたので今回の発行はご理解していただけるものと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、9番 金 一義。

9番 金 一義 そこらへんが町民にうまく伝わればいいんですけども。やっぱり手元に来ないと不安な要素がある訳ですよ。だから何度も言うようなんですけども、結局「ウチのほうの町は、なんでこうなんだべが」というような話が…、「いやこれ9月なれば、もしかしてあるかもわかりませんよ」とは言っていたんですけども、結局やっぱり隣町二町はそういうことやって「八郎潟なんでだべな」というような事が、まあ、町長さんの方に聞こえなかったでしょうけど我々には結構そういう話が聞こえてきましたので、この案を出したわけです。それと関連した質問ですけども、20年5月にコロナ禍により政府より中小企業への支援策として三年間の無利子・無担保で貸し出された「ゼロゼロ融資」についてですが。三年間は早いもので返済期間を迎え返済が始まっています、もう。コロナ禍が明けたと思っても物価高騰で思うように業績は回復しない今日、返済期間を期限を迎え苦境に立たされている事業者も珍しくありません。ここで同じく五城目町、井川町では「コロナゼロゼロ融資」の借り主の返済期間を無利子・無担保で更に二年間を行政で利息等を負担し合計五年間の借り入れ延長で中小企業を支える政策を行っております。また秋田市では十年間、計、十三年間の延長で、その期間の利息は融資を受けた本人ではなく秋田市で支援されると伺っておりますが、本町ではこのような事業者を支える考えが無いように思いますが、近隣の町との連絡をもたなかったのかをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 突然のご質問ですけども、実績がどのくらいあるか今ちょっと資料がございませんので。他の方の法人関係多くあるところはそうやって対応していると思っておりますけど、ウチのほう法人関係、どちらかって言うと他の自治体よりは少ない為にそういう支援の仕方いろいろありますけども、ちょっと実績がわかりませんので。

議長 伊藤秋雄 はい、はい…

9番 金 一義 同じ様なコロナの関係でね、関連してやってるんですけど。これは法人ばかりじゃなくて一般の事業主さんにも、要するに売り上げで300万とか500万とか、例えばですよ、そういう金額から何千万という金額まであるわけです。いや俺これ聞いてんのはね、結局、井川さん、五城目町さんがこういう事業やってるのに我が町は商品券の件もそうですけども、全然こういうものには身を乗り出さないのが、ちょっと考えもんじゃないのかなと思って関連として町当局にお伺いするところです。だから、もう返済は始まっています。この20年5月からの貸し出しであったので返済は始まっていますけども、これ返済が滞れば年1.15%の利子負担になるんですけども、結局この期間延長ね、五城目町二年間、井川町二年間、だからそこらへんの話し合いってのが、首長さん方の中では出ないもんですかっていうことで今お伺いするところです。やった、やらないは別として、ですよ。そういうお話し、っていうのは首長さんあたりの中で、何かの機会が結構あると思う訳ですよ。だからそれで出て来ないのかなあとと思って今。ウチだけ、ここらへんではウチだけなんです。井川、五城目、八郎潟、まあ三町あるんですけど、それだけまあ事業主さんを大切にするとかなんとかかんとかって

、町のアレには載っていますけども結局二町では、さっきもお話したように二年間の延長で、町当局で利息を補てんすると、そういうなんですけども、そこらへんの首長さん方の会話の中ではチラッと出ないもんですか、そこらへん。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今までの町長の会話の中でも、こういう話は出ておりません。当然、融資ですから金融機関あるいは商工会、いろんな機関を通じて借りた方が相談されておりますし、そうした中でウチのほうに問い合わせがあるかどうかは、今ちょっと担当の者も知らないということで、ちょっと把握しておりませんので、もしそれ件数とかそういうの把握、後で調べながらお答えするより無いと思いますけども。他がやってるからウチはどうですかっていうのであれば、何故やらないのかってなればまた、それに対しては後で答弁します。

9番 金 一義 その言葉なんだ。なんでウチのほうやらないかって。だから、それによって…

議長 伊藤秋雄 手、挙げてから…

9番 金 一義 首長さんあたりの中で話し合いが無かったのかなっていうことで…

町長 畠山菊夫 無かったです。

9番 金 一義 それ今、聞いているわけで。そうすると、もう一度なんだけども、先ほどの商品券の話も井川、五城目、この二町は早々とやったと。で、ウチだけが、これは燃料油にしたから10月1日にしたとかっていうお話ですけども、結局なんかウチのほうでは後続、遅く遅くっていう、一緒に走ってないような感じするわけですよ、走りがね。だから三町同時に走ってるのであればアレだけども。まあ、これがウチのほうの特色だと思えばそれでいいんですけども。この「ゼロゼロ融資」に関しても結局、ウチのほうで個人事業主さんは期限の来てる方々は、もう今回返済に入ってるわけです。だから、そこらへんが五城目、井川は「二年間町で持つから利息持つから、あんだがた頑張れよ」っていうようなやり方でやっていると今お話ししたことであって、ウチのほうでそういうのが無ければそれはそれでいいんですけども結局、町村の隔たりがちょっと出てきてるなあってことで今、町長にお聞きしてることであって。そこらへんもうちょっと分かったら勉強して…分かったら教えていただければ、ありがたいです。結局二年間の財源はどこから出てきてるか、他の町村ですよ、分かりませんが何千万の融資に対しても二年間は補償すると。秋田市は十年間ですよ。そういう形で他の町村もまだやっていると、まだたくさんありますけども、それで今、関連として私これをお聞きしたところでした。以上です。

二つ目の質問に入ります。「本町の小学校・中学校修学旅行費用の全額補助について」ご質問いたします。

子ども一人が大学まで通うと教育費が公立で1,000万円。これは前の話ですけども、私立大学で倍の2,000万以上の教育費がかかると言われております。現在は更にコロナの影響や物価上昇の影響もあり子どもを持つ家庭には金銭的には厳しいのが現実です。大学卒業までに全て無償なら安心して子どもを育てられますが、大阪府では私立、府立高校ですか、私立高校ですか、における授業料を完全に無償化する制度案をまとめたとあります。入学金や制服代等の必要費用はあるものの授業料の負担はゼロとあります。

本町の学校教育の基本方針には、本町の児童生徒には「文武両道の精神を養い、義務教育の最終段階で実施力の子供に育ててくれることを願う」とあります。

我が八郎瀧町が、子育てがしやすい町・支援の行き届いている町を目指しているのであれば、ここで小学校・中学校の修学旅行費用の全額補助を是非とも実現して下さい。当局の考えをお伺いいたします。また、義務教育最後の思い出は人生一生の心にきざまれます。県内でも給食の無料の町村も段々増えてきております。よろしくお祈りいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 金議員のご質問にお答えします。

修学旅行先は、基本として中学生は東京方面、小学生は仙台方面となっております。現在就学援助を受けている家庭には全額補助しております。他に引率教員には拝観入場料など、県費旅費に含まれていない部分を補助しております。

ちなみに今年度の中学生の経費は、88,600円、小学生の経費は、29,400円

となっております。中学3年生32人分と小学6年生30人分を合わせると、371万7千200円となります。

毎年全額補助を継続していくとなると、それなりの財源が必要になりますので、現時点では厳しいと考えます。しかし保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、全体経費の一部を補助することの検討は必要ではないかと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 行き先は東京と仙台、だいたい東京あたりに行っても10万円くらいじゃないかと、まずね、掛かっても。ていうの、これは旅行会社の方へ私聞いた話でした。それで「仙台あたりくらいだと、そんなに掛からないよ」ということだったんですけども。今、教育長さんのお話だと無理だというようなお話しですけども、これからの、さっきも話したように子育てをする場合やっぱり修学旅行だけは全額免除、無償にしてね、結局そのくらいの腹構えを持たないと、これからの子育てするお母さん方はやっぱり厳しいんじゃないかなあと、他から移住される方があるかないか分かりませんがね。なんかそういう一つの特色を持った…さっきもB&Gの話で質問されておったんですけども、特色のある教育施設を持った町を作っていくないと、やはり300何十万って言ったけども、そのくらいの金額だったら、そんなに大きな負担にはならないんじゃないかなと思っておりますけども。そこらへんもう一度お聞きします。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 お答えします。出せるものならば、というふうな考え方でございます。先ほども申し上げましたように修学旅行の企画というのは、その年々によって額が変わってきます。いわゆる見学先、拝観する先、そういうことによって変わってきます。ですので、例えば町から修学旅行の経費についてかなりかなりのものを補助するとなれば、こちら側から計画の立て方の見直しと、このくらいは補助できますよと、いうふうなかたちで示してやらないと行きたい所全てとなって、それを町で全額負担するというのは、考え方としてはちょっと今の段階ではですね、具合悪いかなどというふうに考えております。ただ、先ほど申し上げましたように若干の、例えば旅行に行ってもバス代について、例えばですよ、バス代について、あるいは電車代について、そういうふうな部分的なものについては補助していきたいものだなというふうな考え方でありますので、今後その中身についてですね、補助出来る部分、全体的に見てここらあたりの補助をするのが妥当であろうという部分を検討して、出来るものならば前に進めたいというふうに考えております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 予算書の、教育費の予算書の中にね、115ページですけども、予算書の。この中に18節の中で「生徒派遣費補助金」300万っていうのは、あるわけですよ。これは何に使う補助金ですか。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 生徒派遣費の300万は、各種中体連の大会と全国大会が続いているようですが、そのものの予算でございます。で、全国大会に行くチームが多く出た場合は臨時議会開いて、その分を補正していただくという形式でとっております。その部分の補助金は生徒の派遣です。大会、それから文化的なものもございまして。英語暗唱弁論とか、いろんな類のもの全てに子どもの派遣費は支給しております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 これはそうすると、今までどのくらいの費用を、この中から負担しておりますか。今日まで。

教育長 江島廣 現在ですか。

9番 金 一義 ええ、現在。

議長 伊藤秋雄 はい…、

9番 金 一義 いやちょっと調べた後で…、これ、何故聞くかというとな、やっぱりこういう…置くの結構非常にありがたいんですけども、不用額を出さない金額だったらいいんですけども、不用額出してどうのこうの、要するにこういう金額のものも使えるもの使って、で、今お話しした旅行の中の補助の中に組み入れたかたちでやって予算組まれないものかなと、そう思って今ちょっと聞いているところです。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 それぞれの予算の執行については、全て条例があるわけでございまして、このものについては、この条例の要項があると、こうそれぞれ別々ですので、今のところ修学旅行の補助につきましては先生方の、いわゆる県費で出ない分、その分は補助するということは決めてございますけれど。あと、就学援助の子どもさんには出ることになっております。それ以外の事の補助には今のところ要項には載っておりませんので個人負担になっております。

議長 伊藤秋雄 はい、9番 金 一義

9番 金 一義 まあ何度もこう、うるさいだろうと思うでしょうけども、そこらへんもう一度、心広くしてこの先に進むように取り組むってことは考えられますか。念押しで聞きます。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 お答えします。先ほども申し上げましたように、全額となるとこれまた考え方がちょっと変わるかと思えます。ですので、どこの部分を補助するのが適当だかなっていうふうなところを決めていきたいなっていうふうには考えております。まあ、そういう場合でも新しくその要項を私ほうで作らなきゃいけないし、学校のほうにもそれを示さなきゃいけない、というふうなかたちになってくると思います。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 そうすると、もう何年くらいかかるんですか。その実行までには。次年度ですか。そこらへん。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 期間は来年からやるとかってことじゃなくて、一部についてはもう来年から進めたいなというふうに思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 いや私なんでこう忙しく言うかという結局、東京まで行っても一人10万、まあ、この町では8万くらいと言ってますけども。そうすると仮に9万掛かったにしても300人、あ、30人だと掛け算すれば250～60万で、まずね、行ける予算持てば、行ける可能性が出てくるわけです。これが秋田市みたいに何百人となれば出来ないけども、要するに我が町みたいなもう30人、32～3人の児童数であれば、そういうのをやっぱり世間にアピールしていけるような教育方針持っていただければ、この町に住む方も増えるんじゃないかということでお話することであって、やっぱりベテランの教育長さんですから早急にこういう問題を、もし提案されたものが腹悪ければやらないでしょうけども、取りかかるような感覚でいってもらえればありがたいです。よろしく願います。あつたら、何か。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 お気持ちは十分受け止めておきたいなあと思っております。ただ、さっきの「やります！」っていうふうには返事出来ないと思います。学校関係もいろんな面ですすね、施設も含めながら補助しております。特にウチのほうは給食費無料っていうのは、もう10年もなっております、全国でも相当早い方で進めております。相当のお金を掛けてですすね。これが中心だかなと思っておりますし、あと医療費その他につきましても相当補助しております、全てのものを。まあ、今回はランドセルの件で予算要求しております。議

会に提出しておりますけど。全てこうあるものみんな出してとなると他の方にしわ寄せがいくつというふうなことがありますので、私どもも出来るだけ折衝をうまくやってですね、要求はしていきますけれど、出来るものは出来るだろうし、どうしてもってものは出来ないというふうな形の結論になっていくんじゃないかなというふうに思います。そこあたりご理解いただきたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 どうもありがとうございました。  
次に進みます。次、第3問として「インボイス制度の導入に対しての町のサポートについて」ちょっとお伺いします。

これまで、国では平成31年(2019)の10月1日に始まった消費税10%への引き上げと複数税率の導入に関連して、令和5年(2023)10月1日よりインボイス制度が導入されることを決定しております。これは、消費税を納める必要のある企業や個人事業主はもちろん、免税事業者にも大きく影響をあたえられれます。八郎潟町には小売店が70店、飲食店が25店。これは、(総務省統計局「統計でみる市町村のすがた2022」、「統計でみる都道府県のすがた2022」及び国土交通省「建築着工統計調査報告令和3年度分」「ホームメイト・リサーチ」による)で見た数字でございます。町の経済振興に重要な役割を担っております。

インボイス制度導入後は課税事業者である取引先の求めに対し、適格請求書を交付しなければなりません。ここで適格請求書を発行するには適格請求書発行事業者として登録する必要がありますが、この原稿作成している段階では今のところ4割程度の事業主しか登録してないというようなことでありました。登録の促進が求められます。インボイスの正式名称は「適格請求書等保存方式」で、売り手が買い手に正確な適応税率や消費税額などを伝える為に発行するものです。よって10月以降は、このインボイスが無いと買い手は仕入れに掛かった消費税額の全額は控除出来なくなります。登録していない仕入れ先の企業と取引を続けると自分達の消費税の納税額が増える可能性があります。ここでは特に納税義務が無かった年間の売り上げ高が1,000万円以下の免税事業者については登録するかどうかのジレンマに直面しています。ここで免税業者の事業者へ役場が手助けして登録をサポートする体制を取ることを提案しますが、町の考え方、スケジュールについての考えがもしありましたらお答え願います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 議員言われるとおり、令和5年10月1日から新しい仕入税額控除方式であるインボイス制度が開始されることになっております。

本町では、昨年11月に秋田北税務所主催の湖東3町合同の説明会をはちパルでおこない、広報でも周知しております。また、商工会でも相談する機会を設けているようにございます。

取引拒否などの事例があった場合は、事業者と仕入れ先が相談してもらう必要もあり、町へ相談があった場合には税務署と連携し、税務署で行っている個別相談へ促すとともに、今後も制度の周知には努めてまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 結局この仕組みってというのは、なかなか分かりづらい仕組みだと思います。要するに相手のあることであって、今まで仮に消費税が10%お客さんからいただいていた、まあ、これ免税業者の話なんだけど、もらったものを今までは自分で所得になったんだけど、これを今度税金として税務署の方へ申告するか、それとも仕入れ業者さんからその分が差引かれてくるのか、いろいろな何かこう簡単にはいかないようなややっこしい問題が発生するんじゃないかと、そういう懸念から町のほうとしても考え方があるのかどうかで今お伺いしたことでありまして。そこらへんもう一度お願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 取引先から一方的に「取引できませんよ」と、いろいろあると思いますけども、それに対して町はどうかのようではなくて、公正取引委員会等もこのことについてはいろいろやっているようにございます。個人の相談について今、町のほうに来ているかどうかはちょっと私も把握しておりませんが、とにかく制度を周知する、これが一番大事な

のではないかと思います。今その対策はやっております。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 つい最近、2～3日前ですか、八郎潟の商工会のほうに電話かけて、このインボイスに関する相談ってどのくらいあるもんですか、って聞いたんですけども、そんなには無いっていうんですよ。免税業者の方々はね。そんなに無いんですけども、これから難しい事があれば相談あるのかなあっていうようなお話しでありました。免税業者でない方々はみんな登録業者として自分の登録番号は持って、そういう時期なんですけども結局、何度も話しますけども免税業者っていうのはなかなか簡単な気持ちで考えておられると思います。特に飲食店の方々は、どういう考え方が、いろいろそれぞれあると思いますけども、大きな問題になっていくんじゃないかなと考えております。だから町としても周知しているってことなんですけども、もっとこう分かりやすいような文面で、書くのだんだん難しくなっていくんですけども、そこらへんがもうちょっと分かりやすく税理士さんからお聞きしながら書いて周知していけばどうかと、そう思ったりもしておりますけども、そこらへんはどうなのでしょう。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ちょっと質問の意味がちょっと…分かりません。

9番 金 一義 あ、要するにね、免税業者さんがみんな悩んだ時、税務署に行ってる方もいます、もう。免税業者さんでも。だから、そうでない方々の高齢の方々もやってる方々はですね、どこにも相談できない方々も、どこ行けばいいのかなという方もおるかと思えます。商売やってる方はみんな利口な方ばかりで、そういう考えを持ってないと思うけども、結局落ち度のないようなかたちで町の指導として、どのような方法でやっていけばいいのかなってことで今聞いていることであって。広報とかで周知してやってるってことなんですけども、呼びかけを何かしたりしてそこらへんの徹底した、まあ、10月に入ってからでもいいと思うけども徹底したやり方ができればなということ今提案したところです。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 先ほども答弁しましたけども、北税務署さん主催で湖東3町で、はちパルでやりました。商工会に相談する方々も今、金さんがおっしゃったとおり何人かおることは把握しております。役場で来ているかどうか…は、課長、来てない？あ、ほとんど今来てないそうなんですけども、来た場合には税務署さんのほうに誘導するとか、いろいろ制度の…町でどっちが有利なのかってことは、なかなかその業種によって個人のお客さんによって言えないわけなんですけども、インボイスを使うか、それとも今のままでいいのかっていうのは、なかなか町では誘導出来ませんので税務署とかそういうところで判断していただければなとは思っています。

議長 伊藤秋雄 金 一義君。

9番 金 一義 それはあくまでも個人の判断だということは分かっていますけども、結局これから申告の時期、まあ、まだなんだけども、そうなった場合、町に申告に来たりするような状態なると思うけども、結局免税業者さんの方々の中でもインボイス登録される、まあ、町のほうでは相談無いってことなんですけども、そこらへんの徹底した周知をね、機会を見ながら広報等に分かりやすく、文書にしてあげてもらえればありがたいです。結局これを取らないと不利益を生ずるような業者さんも出てくると思うわけですよ。そこらへんでやっぱり事業者さんに対しては税金取るのは町のほうですので、業者さんには手助けをしながら両方育っていくような方向でやってもらえればありがたいです。よろしく願います。

次、4つ目で、この「わが町の街路樹伐倒についての考えを示して下さい」ということで質問でございます。

最近、街路樹の伐採で世間を賑わしている自動車販売会社の話題で持ちきりでございますが、我が町の真坂鳥屋崎団地と上昼根の街路樹の伐倒について質問させていただきます。

「街路樹」とは、っていう定義があるみたいで、「道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設」としての定義があります。

まず、真坂地区の街路樹伐採について質問させていただきます。

その当時に植樹に関わった住民の意見も参考にする必要があると思いますが、数人の方々よりお話しがありました。「なんで鳥屋崎の街路樹10本も切ってる！見て来い！」等の話がありました。真坂鳥屋崎団地の由来は、かつて鳥屋崎堤は33ヘクタールの水田を潤してきた堤であります。昭和45年の圃場整備がパイプラインになり、堤の必要性が薄れてきましたので町の計画として昭和56年、5ヘクタールの沼を造成し鳥屋崎団地として現在に至ります。当時、関連された方が最近現地を通ったら街路樹として植林した松が数本伐採されていてビックリしたことと、悲しい思いがした、と。造成当時は道路沿いに何も無く防風・防雪の対策の為道路沿いに植えたというお話しされました。ここでまず伐採の理由についてお知らせください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 鳥屋崎団地西側町有地の樹木の伐採については、令和2年度に地元町内会からの要望を受け、伸びた枝や落ち葉が民家に影響があるとして、トウカエデ10本と枯死木3本を伐採し、県道側のクロマツは通行車両や歩行者に影響がある12本を剪定しております。その後、令和4年度に再度、剪定の要望があった際に、「伐採を視野に年次計画で対応する」と回答しております。さらに今年度の町内会長会議の中でも、「北側エリアと南側エリアに分けて令和5年度と令和6年度に伐採を予定している」と回答しております。町といたしましては、町内会長を通じて地元住民に周知され、伐採に対する反対の意見はなかったと聞いておりますので、計画通り来年度は南側エリアの伐採を実施する予定でございます。

議長 伊藤秋雄 金 一義君。

9番 金 一義 あの結局、町内会長さん云々って言ったけども、この方々はそうすると分からないからこういうお話しがされていると思います。剪定だけでは、伐採するより剪定して松並木を作っておくほうが町並みには必要じゃないかと思うんですけども。そこらへんの考えはどうか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 ただ今のご質問にお答えします。鳥屋崎団地西側の町有地に関しましては議員言われたとおり分譲の際に県道と分譲地の間に水路が流れておりますけども、その部分が在有緑地として植樹されたと記録されております。議員言われた防風林・防雪林としての役割としては、植樹から42年経過して現在は防雪柵も設置されておりますし、この通り頻繁に樹木が伸びきってしまっただすね、県道側の通行に、車両のほうにも影響が出てる事実は実際ございますので今回伐採した次第でございます。

議長 伊藤秋雄 金 一義君。

9番 金 一義 その伐採っていうの簡単に言うんですけども。伐採する、今まで係わってきた人方の感じからすればね、伐採すればあと何もお金も掛からないし、何もそのままという、我々受け止め方です。結局やっぱり町の財産ですので、それなりの手を加えながらやっていくのが筋じゃないかと。結局枝が伸びたからあと根本からみんな切っちゃえと、そういう感覚で物事進むもんですか。要するに他人事の第三者的な感覚で、町を思うってことでないと思いますよ。その時の関係された方々がまだ生存してます。その方々が自分のところへ来て、そういう話されてたので私、お宅の方にも電話しました。電話しましたけども、やっぱりその人方は納得していないものな。要するに、なんでそう簡単に物事を進めるんだと。ということなんですよ。だから、あそこ全部切るって話しは聞いております。で、町内会の何人かもお話し伺っております。けども、ただ下草茹る時町内の人方が、「下草茹る時、下枝邪魔なるから云々であったんだけどもなあ」と、そんなお話しなんですよ。だから松の枝が道路に伸びた、その伸びた部分があったら、じゃあそこらへん切ってそれやればいいんだけど根本から伐採ってことは、次に切る時はお金掛かると、いっさい後の管理は無いつてことだものな。そういう行政っていいのかどうかってことなんですよ。だから先ほども話したように、その意味が何だかってことなんです。その定義はしゃべったけどもな。だからやっぱり地域の人方の、あそこに入植、世帯持つてる方々は、よそから来た方々で、その先のことはちょっと分からないと思うんだけども、あそ

こ森林組合があつて、その森林組合の生い立ちから知る方々はですよ、そういう感じで自分のほうに来て話ししてるわけです。だからやっぱり、そこらへんをもう一度スタートに立ち入って、やっぱりもうそれを無くすればOKじゃなくて、やっぱりそれに手を加えながら地域と共に行くのが道じゃないかなと思うんですけど。そこらへんは、どうですか、ちょっと。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町内の中にもいろんな意見はあると思います。ただ、先ほども言いましたけども、令和2年度に町内会長さんからの要望、町内会からの要望、そしてまた令和4年度にも再度の要望があつて対応しておりますし、今年度も町内会長会議の中でもそういう意見があつて対応しておりますので、町内会長さんとは意志疎通を図りながらこれまで取り組んだ、で、きたつもりでございます。でも町内会の中にはいろんな意見があると思います。ただ、今真坂地区の草刈り等などは老人クラブの皆さんにお願いしておりますけども、老人クラブの皆さんは、やってくれて良かったなという意見もありましたので。まあ、いろんな意見があると思いますけども町内会長さんとは意志疎通を図りながらやっております。

議長 伊藤秋雄 金 一義君。

9番 金 一義 一応、町の財産ってことで考えていただければありがたいです。今日のこれ聞いてるかどうかその方々はね、分かりませんが一応、自分の所に来てそういう話しされたので町のほうに問い正しているところであつて、やっぱり町の財産ってことで何度も言うようですけども。勿論それは、手間の、一回切っちゃうと、町内会としても楽だから、そういう方もいるかも分かりませんが、年配の方々の話を聞くと、そういう簡潔な話ではありませんでした。

次に進みます。ここで町長に伺いますけども、本町で指定されてる木は何ですか。

(一般質問持ち時間五分前ベル)

時間無いので。

町長 畠山菊夫 あの…、あの、木？、ケヤキです。

9番 金 一義 ああ、はい、はい、そうですか。

町長 畠山菊夫 はい。聞いた？

9番 金 一義 はい、いす。いいす。いや、分かるべかなあと思つて。分かてるんだべかなあと思つて今聞いてます。はい。というのは二つ目としてね、上昼根地域の街路樹伐採についてです。これ植樹されて何年になるのか分かりませんが、これも何の理由で切ったかについてことは私、電話かけて聞いておりますけども。そこらへんも住民も疑問に感じてます。近隣では街路樹っていうのは両側にすごく並木を作ってる所もありますけども、ウチのほうでは、あそこの所は5本伐採してあります。町長見てるでしょうな。町長さん、見てますか、どこだか。この場所どこですか。分かってますか。俺、今、質問してる場所。

町長 畠山菊夫 昼根下の…でしょ。

9番 金 一義 だから、教えてください、今しゃべったの。

町長 畠山菊夫 質問してください。

9番 金 一義 質問したって。

議長 伊藤秋雄 金 一義君。

9番 金 一義 はい。結局ね、これを町長として町として相談して伐採してると思うんですけども、これ5本全部伐採しないとダメだったものかどうかなんですよ。あそこ全体の面積がいくらで、そうするとあそこに容積としてどの位の雪をあそこに除雪する為に必要な場所だったのか。そんなにそんなに、あそこどこから雪持って来てあそこ雪置き場にしたいんですか、するってことですか。だからあそこに、「ここに雪を置きますよ」って立て札も立

ってませんが。昨日、一昨日シルバーで草刈ってあったようですけども。そこらへんの考え方教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 昼根下地区の街路樹の伐採につきましては、伐採した箇所は、冬期間に町道を除雪した雪の借り置き場としております。町道の冬期間の幅員確保のための対応ですが、街路樹があることにより、除雪作業の支障となっておりました。また、除雪した雪の借り置き場が十分に確保できないため、雪を積み重ねることによる交差点の視認障害が起り、安全な道路交通の支障となっておりました。  
そのため、雪の借り置き場を確保し、視認障害を解消することによる、冬期間の安全な通行確保の観点から、当該箇所の街路樹を伐採したものでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 時間、過ぎましたけど。それは課長から話は聞いております。だから、そこらへん町長さんも、そこらへんの相談してやってると思うんですけども。あそこの借り置き場って言ったんだけど、どっから持って来てあそこに雪を置くわけですか。今まで、去年まで、それ無くともちゃんとして除雪しておりましたよ。だから、あそこ5本の面積っていうのはメーター数に測ってないけども、どういう感じで、どっから雪持って来てあそこに積み上げるかって感じですか、そこらへん。今までそれは無かったですけど。

議長 伊藤秋雄 はい、建設水道課長。

建設水道課長 加藤恒貴 お答えいたします。この道路の沿線には、この箇所を含めまして合計で三箇所、借り置き場、道路上ですとか、そういった空きスペースに置いてございます。以前、薬王堂が出来る前までは、現在の薬王堂の入り口付近、交差点丁字路体育館にこう丁字路なってますけども、そっちからの交差点の雪と、それから舗道の除雪の雪も合わせまして置いてございました。その件で、今回薬王堂が出来まして入り口が使えなくなったと言うことと、それから、借り置き場にしても除去するために木があることによって、なかなか排雪がスムーズにいかないということで今回そういった形での計画を、伐採を実施いたしました。

(一般質問持ち時間終了ベル)

議長 伊藤秋雄 はい、金 一義君。

9番 金 一義 まあ、時間ですので終わりますけども、ただ最後に、あの5本も全部伐採しないとダメだったのかどうかってことの質問です。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい。これにて9番 金 一義君の一般質問を終わります。  
次に、4番 北嶋賢子君の一般質問を行います。  
はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 日本共産党の北嶋賢子です。議席番号は4番となっております。  
この間の大雨の関係で、真っ先にテロップが流れました。浦大町と真坂が土砂崩れの危険性があるってことでテロップが流れてすぐ電話が来ました。それで、前回の雨の時は生活センターの前にもすごい泥が流れて来たりして大変だなと思って、お年寄りに声掛けしたんだけど、なかなか言うこと聞いてくれなくて。でも、今回の場合は皆さん素直に集まってくれて。村の中の道路も広くなったし、側溝も深くなって、砂防ダムも出来たもんだから、たいした被害も無くて良かったなあとっております。

今回は一つ、大きく社会問題としての少子化に対して取りあげてみました。

この頃すごい気持ちが、もやもやするんですよ。「何だろうなあ、このもやもやなあ」って思っていましたら、タベテレビのクローズアップの現代で、ちょうどまた、もやもやの話が出ました。そのテレビに集中して見てたら、「ああ、これなのか…」って、そういうふうに自分で感じました。それで今回、少子化に対しての問題として提出をしています。

秋田県に帰って来て、「岩崎」から、私は「北嶋」だったから、「岩崎」から「北嶋」に戻って46年になります。来た当時は、当時の町長も、家族で来たもんだから、「よく来てくれた」ってことで家に挨拶にも来たんですけども。

幼稚園をお願いをして長男を幼稚園に入れる時、まだ「岩崎」でした。ですから幼稚園

をお願いして書類は「岩崎」だけれども、名札を「北嶋」にしてくださいって、そう幼稚園に頼みました。今手続きしてますからってことで。それで、子どもには「あんたは幼稚園に行ったら今度、北嶋くんって呼ばれるんだからね」って。「どうして？」って言われたんだけど、秋田に来てこれから秋田で暮らすんだから、っていうことで、長男が「岩崎」から「北嶋」に慣れるのは、しばらく大変だったと思いますけれども、家族4人で「岩崎」から「北嶋」になって現在に至っております。

それで今、少子化、少子化って言われてますけれども、やっぱりこれはね、町自体で、結論から言えば、町自体では出来なくて、国の仕事だと思えます。大きく町内、町を援助して、そして大きくやっぱり国の仕事だと思えます。

じゃあ、1番からいきます。

①番は「児童手当」ということで出してあります。

少子化が大変だと騒いでも、子どもの数がどんどん減っています。

岸田内閣は24年10月分から第3子以降は月額3万円を支給すると言っています。

ところが、上の子が高校卒業に入った時点で、そしたら下の子が2人となって子どもは今までの補助金が現行と変わらなくなるということでした。ですから、やっぱり子どもは1人目から対象にした方が子どもの増につながるのではないかと思います。子ども育てるのにお金が掛かるので、秋田に来てアチコチにいろいろ歩かされましたけれども。行って見て驚いたことに、例えば、県北のある町に行った時に、「今年の子どもの誕生は29人でした」と言われました。その時に「えっ！29人しか産まれないの？一年間で！」って、その時はそう思いました。ところが今、町の状態がこのような状態です。ですからやっぱり国の補助金が必要だと思うので、子どもは一人目から補助金が出せたらいいなと思えます。次男が今、追分に家を建ててますけれども町内会で子どもが集まると、子どもだけで60人も集まるんだそうです。だから、八郎瀧も地形的にはすごく交通の便も良いもんだから、もう少し子どもに援助があれば子ども育て易いんじゃないかなと思ひまして①番に「児童手当」を、やっぱり一人目から出したほうが良いんじゃないかということで①番にしました。

②番目は「出産の経済的負担」ということにしました。

お産が楽な人がいれば大変な人もいます。私は、どっちかって言うと難産の方でした。26年度を目途に保険の適用を導入すると言っています。やっと今になって、やっと保険が適用する、このように思いました。

女性にとって妊娠、出産での身体的な負担は命がけです。本当に大変です。私なんか検診の時に「おやー、随分とお産の時難儀したな」とこのように、いつも看護師さんに言われます。

子どもを産み育て、女性に保険の負担がかかって当然のシステムが少子化を招いてきたと思っています。保険の適用は当然と思うのですが。私は男の子を二人産みました。そして孫が4人います。二人に決めたのは、二人に二人だったら減少にならないと思って二人にしました。そして孫が4人います。ですから保険の適用は当然と思うのですが財源はどうすんのかな、と思ったら75歳以上の高齢者の保険料を上げるっていうふうに国がそのように言ってますのでね。これはやっぱりね、年寄りから取らないで国の方でちゃんと助成金を出すべきだと思います。これが②番目。

③番目として「育児負担と共働き共育て」

男性の育休の取得を推進すること自体は、とても良い事だと思います。だけれども、育児休業の取得率を2030年までに85%にすると言っていますけれども、本当にそれが出来るのかどうか。私は産前産後の休暇でお産をして子どもを育てて、そして保育園にやって働きながら労働組合の仕事もして、全部女性にかかってきてたんですね。ましてアパート住まいだったから、子どもが夜泣きをすると「泣かせるな！」って、「隣に迷惑がかかるから、アパートだから泣かせるな！」って怒られるんですよ。そうすれば夜中におんぶして、ねんねこ着て子どもが寝付くまで外で…、寝付くまで外で外歩きをしました。アパートの外で。その時皆さん何と思えます？私の思った事は、今度産まれてきた時は女性だけれども、絶対に結婚しないって、その時そう思いました。それで子どもを寝付かしてやっとアパートに入って、そういった時代を私達は住んで来ました。今の人たちは育児時間もあるし育児休暇もちゃんと法律で定められてやっています。そして男性の人たちも、息子達を見てると、ちゃんと食事も作ります。子ども達も当番制にして。息子達を見てると、ご飯も作るし、今の時代はすごく良い時代だなと思ひますけれども。やっぱり85%、85%の男性が本当に育児時間取れるのものかどうか、すごくこれは…何て言うのかな、私は、これは出来ないだろうなと思ひます。

そしてあと④番目に対しては、4つ目に対しては子どもの教育に関係することを取りあげてみました。

私の妹は、年子年子年子で4人いました。そして今、町は給食費が無料です。4人分の給食費となると通帳に入ってなかったって言うんです。「おら時も欲しかったなあ」って

、このように妹には言われました。そして議員になった当時、「八郎瀧は、すごいなあ、奨学金制度がキチッとしている」このように言われました。決算委員の方が最後の方に表に表してますけれども、始まった当時は一般会計からもう出てます。そして今、奨学金の方が落ち着いてきて足りなくなった時にまた425万か…このようにまた足りなくなった時に一般会計の方から出ています。ですからやっぱり、子ども一人、この間、石井議員さんが子ども一人大学へ出すとなると、お金が掛かるような質問してました。4人も高校も、大学も、ウチはお世話になってます。そして主人が保証人になってきましたけれども、高校も大学も奨学金の世話になって本当に助かりました。だけれども奨学金だけじゃあ賄えないんですよ。それで家もみんな、とうとうボロ家みたいになって。夫が生前「あんな家じゃ、とても住めないから、あの子達はもう大学も出たし帰って来ねがら町営住宅みたいな家を山の木切って建ててやるか」って、そう言うもんだからね。「大学を出た子ども達が4人もいて、親のことは子どもから、子ども達が心配すればいいんだから、あなた何心配するの」って、夫にそのように話しましたがけれども。本当にやっぱり大学出すって事は、やっぱりお金も掛かります。でまあ、少子化の事なんだけども、男の子達はそれなりに結婚して子どもを育ててます。ところが姪っ子二人いるんだけれども、姪っ子が結婚しないんです。女の人が結婚しないんですよ。それで一人は新潟で中学校の教師をして、もう一人は地球の上を飛んで歩いてて、この間コルドバから帰って来たと思ったら今度は、今は韓国の大統領にいます。それで毎日、福島第一原発処理水の電話対策をやっているんだな、これな可哀想になと思って、そう思って見えます。ですから、いかに女の人が結婚出来るか、そして子ども達を増やすか、これはやっぱりね、やっぱり今の少子化対策で子どもをどのようにして増やすかが、首長の手にかかっていると思う。首長次第だと思ってます。だから町がね、いかに子ども達で賑やかになるかどうか、こういうのをやっぱりね、これからの楽しみにしていきたいと思えますけれども。

なんだからとりとめないような質問になってしまいましたけれども、今回のこのもやもやで、何でもかんでもやなんだろうって思って、質問と思ったらやっぱり少子、一番の一番の大っきなところは、子ども達が増えて、そして町の中が賑やかになることが一番の私の願ひって言えば願ひです。とんでもないような、とりとめないような質問になってしまいましたけれども、少子化対策で子どもの手当を増やして欲しいってことと、出産の時の保険の適用と、そして育児負担の共働き、85%、本当に、本当に男子の育児休暇が85%の人なんか取れるかどうかと、あと高校とか大学出すのにお金掛かるので、だから奨学金の制度、返還制度を変えたらどうかってことで質問をさせていただきました。よろしく願ひいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。  
「異次元の少子化対策」として、児童手当の拡充が発表されました。先ずは、所得制限の撤廃については、主たる生計者の年収が1,200万円以上の場合、特例給付(5,000円)にも該当せず、支給対象外になっておりましたが、所得制限が撤廃されることにより、すべての子どもへ平等に支給されることとなります。

次に、中学校卒業まで支給されている児童手当を高校卒業まで支給されることにより、月額1万円が支給され、3年間で36万円の支援が受けられるようになります。また、多子世帯への増額として、第3子以降全年齢で3万円が支給されることとなります。

北嶋議員がおっしゃるとおり、お一人目の子が19歳の年齢に達すると第1子から外れてしまうこととなりますが、児童手当が高校卒業まで支給されることによって、子どもを持つ世帯としては、増額になるので恩恵が受けられるものと思われま。

次に、出産の経済的負担についてですが、現在、出産費用の保険適用はされておらず、その代わりに、現金給付の出産育児一時金によって、負担軽減が図られております。国が掲げる「異次元の少子化対策」の一環として、2026年度を目途に、出産費用の保険適用の導入に向けた議論が行われることとなり、出産に関する支援の強化が示されております。

高齢者の保険料の引き上げについては、出産一時金の財源でありまして、4月から42万円から50万円に引き上げになっております。今まで出産一時金の財源のほとんどは、74歳以下の現役世代が加入する保険料でまかなわれておりましたが、より幅広い世代も含めて社会全体で負担を分け合うため、2024年度から後期高齢者医療制度からも捻出するとしております。高齢者全員が一律に負担するわけではなく、比較的収入が高い高齢者に応分の負担を求めています。

次に、「育児負担と共働き共育てについて」ですが、政府は、男性の育児休暇の取得率を2025年まで50%、2030年までに85%に引き上げるとしています。昨年度の取得率はおよそ17%と過去最高になったものの、まだまだ、目標までは程遠いと感

じます。「育児休業給付金」は、雇用保険に加入しており一定の要件を満たしていれば、雇用保険から支給されます。最初の6ヶ月は、休業前の賃金の67%、それ以降は、50%になっており、育休中は、社会保険料（厚生年金保険料・健康保険料）が免除されます。また、育児休業給付金は非課税なので、所得税・住民税の負担が軽減されますので、育休中は、休業前の手取り月収の約8割程度がカバーされることになります。

町が単独で行う育児休業給付金はありませんし、それに代わる施策もありません。また、育児・介護休業法により、育児休業の取得を理由に、事業主が解雇や退職強要などの不利益な取り扱いを行うことが禁止されておりますので、育児休業取得後の職場への復帰は保証されております。

次のご質問は、教育長が答えます。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 北嶋議員のご質問にお答えします。

これまでも奨学金の運用について、金議員や石井議員からの提言もございました。現在、奨学金は約3,200万円の基金で賄っており、運用資金は約1,600万円となっております。単純計算で貸与できる金額は、年間400万円分ですから各年度、3名程度分までぎりぎりの線の状況となっております。

平成30年に奨学基金条例を改正し、選考基準が緩和されており、希望者全員が審査を通過しております。無償貸与や償還金を減額する制度に変更するとすると、選考基準の見直しを図ることと一般会計からの繰り入れが必要になると思われれます。以上でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、4番 北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 ありがとうございます。あの一点だけ。もし八郎潟町の役場の中で今、育児休暇を出している人がいるかどうか、これから、これから何て言うのかな、そういう予定の人がいるかどうか、その点をお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 はい、お答えします。現在、育児休業中の職員は女性一人おります。このあとの予定としましては、今のところ私のところまでは、ちょっとそういう情報はございません。

議長 伊藤秋雄 はい、北嶋賢子君。

4番 北嶋賢子 休業願いを出してる男性職員は、いないってことですか。

議長 伊藤秋雄 はい、総務課長。

総務課長 村井健一 育児休業を取得した男性はおりません。

4番 北嶋賢子 ありません、はい、分かりました。どうもありがとうございます。終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて4番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。  
それでは、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 それでは午前中に引き続き再開いたします。  
午前中に答弁のため出席を求めた者、町長、副町長が、台本の記入漏れがありましたのでお詫びいたします。町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者と訂正させていただきます。本当に申し訳ありませんでした。

次に、8番 畠山一充君の…あつ、ああ、んだっけが。はい、ああ、はい。それでは、次に2番 小柳 聡君の一般質問を行います。

はい、1番 小柳 聡君。

2番 小柳 聡 2番。

議長 伊藤秋雄 ああ、2番。すみません。

2番 小柳 聡 2番の小柳です。午後のトップバッターを務めさせていただきます。  
9月に入っても連日暑い日が続いております。旧庁舎時代であれば、この議場で、もしかしたら熱中症になられる方も出た可能性があったかもしれませんが、このように快適な環境で一般質問を出来ている事に対し改めて感謝いたします。  
今回は、超高齢化社会、また、先に述べたように近年続く異常気象について今後の対応策等を議論していければと考えております。  
初めに「超高齢化社会を見据えて」という表題で質問いたしますが、認知症に関連する話題は同様の畠山議員が取りあげる事を事前に確認しておりましたので、今回は割愛いたしました。ということもご了承ください。  
それでは、質問に入ります。  
6月議会では人口減少における少子化にスポットを当てましたが、今回は超高齢化社会を中心に上げたいと思います。  
人口が減少している中で高齢者の数は純増として増えているという事実は6月議会でも紹介いたしました。今後当町に待ち受けているのは75歳以上の高齢者が最大コーホートになり、さらに85歳以上もずっと最大値を更新していく未来です。一般的に85歳を超えてくると5割が要介護、4割は認知症になると言われております。65～69歳では2%程度、75歳でも10%程度と言われておりますのでその差は歴然です。  
既に60歳以上の方々の社会における役割もここ数年で変化を見せ始めておりますけれども、これからは65歳以上の位置づけも変わっていくことが容易に想像できます。高齢者・後期高齢者の区分も変わってくるかもしれません。そのような高齢化社会をイメージすると救急搬送の増加に加え、さらに言えば外来診療出来る方が減って訪問診療というものが増えていく事も予想されます。  
そこで質問ですけれども、当町における超高齢化社会に対する対応は、これ受け止めでも結構ですので、お伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。  
令和5年8月1日現在、人口5,313人、65歳以上の高齢者2,426人です。高齢化率は、45.6%になります。今後の推移では、人口は、2025年には5,017人となり、296人減少するものと予測され、高齢化率では47.3%に達し、人口の約5割近くの町民が65歳以上になると推測されております。このような高齢化がさらに進み、介護サービスのニーズが一層高まることは避けられないと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 それではちょっと続けて質問をさせていただきます。  
地域ケア会議、もしかしたらこれは開かれてない可能性があるかもしれませんが、地域包括支援センターの中で、こういった話題というものは出ているのでしょうか。将来的な超高齢化という線で。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 町内の居宅介護支援事業所や委託先の居宅介護支援事業所との地域ケア会議と、国で進めている「自立支援型の地域ケア会議」は、昨年度それぞれ2回実施しておりますが「政策反映型の地域ケア会議」は、まだ開催しておりませんので、話し合いなどはしていません。  
「自立支援型の地域ケア会議」については、今年度、県から保険者支援業務として支援を頂き、県外講師、町内外の専門職を集めて、模擬自立支援型地域ケア会議を開催しております。今後、「自立支援型の地域ケア会議」の回数を増やし、専門職からの助言を頂きながら「政策反映型の地域ケア会議」に繋げていき、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには第9期介護保険事業計画への反映などを行い、高齢者の方がいつまでも在宅で自分らしく生活していけるような政策を考えてまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 模擬会議ということがあるって、やっているというところもいただきましたし、だいたい介護の方向性に進んでいくという意味合いも答弁から感じさせていただきました。

じゃ、ちょっとここで、今現在の要介護認定の認定率っていうのは、どの程度になっているのかってところをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい。

健康福祉課長 松田正紀 ただ今の質問にお答えいたします。令和5年の7月末現在で20.69%になります。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 ありがとうございます。参考までに、今後この数値はどのように推移していくかというか、短期的にでいいんですけども。見込みとかございますでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、健康福祉課長。

健康福祉課長 松田正紀 今後の見込みですけれども、徐々に上昇していくかと思えます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、じゃあ続けてまいります。現在第8期介護保険事業計画の最終年にあたると思いますが、9期策定にあたって保険料の引き上げも含めて設定の検討というのはどのようにされているのかってところをお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 介護保険料基準額の算定については、介護保険事業の標準給付費と地域支援事業費の見込額の合計に、第1号被保険者の負担割合23%を乗じたものが保険料額の基本となります。9月よりサービス見込み量などの設定作業が始まり、国の情報システムである地域包括ケア「見える化」システムを利用して保険料の仮設定が行われ、国との調整や市町村の広域調整後に、報酬改訂率等の係数を設定し、介護保険事業計画による介護保険料基準額が算定されます。保険料については、今の段階では検討しておりませんが、今後、介護保険運営協議会を開催して意見を集約し、3月議会定例会には、第9期介護保険事業計画として、お示しを致します。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 ご答弁、ありがとうございました。今まだ決めてないと、3月議会には示すと、いう内容もいただきました。ここで私から触れておきたいのが、この8期の3年間というのは、いわゆるコロナ禍でございました。いわゆる個別訪問の減少や集会でやる運動教室みたいなものも、なかなか出来なかったのではないかなと推測しておりますけども、そういったことも含めて今後検討していただくといったところを答弁いただけますでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、健康福祉課長。

健康福祉課長 松田正紀 はい、お答えいたします。今後、新型コロナウイルス感染症への対応は介護分野の重要なテーマだと思っております。感染症対策は勿論のこと、人口動態の変化への対応等、地域課題を見極めて、第9期介護保険事業計画に反映したいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、じゃあちょっとだけ関連してというか、要介護認定の関係性って訳じゃないんですけども、この老人保健施設等に関して今、施設に関して不足があるという認識はあるのか、ちょっとそこだけお伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、健康福祉課長。

健康福祉課長 松田正紀 はい、お答えいたします。介護事業所の不足ってのは、特に無いと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

- 2番 小柳 聡 はい、それであれば大丈夫でございます。はい。じゃあ、続けてまいります。  
この介護保険を語る上で、やっぱり財源不足であったり人材不足ってところが明らかになってきてますけども、まずこの人材不足っていうのが一番の問題点であると思っております。ヘルパー人材の不足というのは明らかであり、施設側もICT化を進め、県の認証評価制度の取得、定年後の再雇用、それでも足りず人材を求めて福祉系の学校周りをしているという話も企業から伺っております。  
そこでちょっとお伺いしますけども、ヘルパー人材向けの資格取得支援制度を町として後押しできないか、というところなんですけども。例えば、これはですね、八郎潟町で何年働く場合は無償化します、といったところも含めてお伺いしたいと思います。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数は、秋田県全体では、2023年度での現状推移による介護職員推測数は22,197人に対して、介護職員の必要数は24,002人、92.48%の介護人材不足充足率となっております。超高齢化と生産年齢人口の減少により介護人材の需給ギャップが広がり、介護職員が今後さらに不足することが見込まれます。  
町内に訪問介護サービスを行っている事業所は、八郎潟町社会福祉協議会だけになります。職員も高齢になり、利用者の要望に応えられないこともあるそうです。  
秋田県でも介護人材不足については、深刻に捉えており、さまざまな取り組みを進めておりますので、本町でもその状況を注視しながら、後押しが出来るように検討してまいります。
- 議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。
- 2番 小柳 聡 はい、まず検討していただきたいと思っております。まだちょっと、たぶん対象が少ないってところもあると思っておりますけども、是非前向きに進めて検討いただきたいと思っております。  
ちょっと関連するんですけども、介護給付費を抑制するために介護予防教室等を展開していると思っておりますけども、そこに課題はあるのかなといったところがございます。  
実を言うと、今、60歳からの位置づけが変わるところも含めて60歳～69歳、特に60歳から65歳の雇用というものがたぶん年々、就業率というもので、おそらく年々延びていると思っております。そこで、そういったところがあつて多分、介護予防教室に参加する60代の方が少ないのではないかなと。ちょっと付け足しますけど、そこに関していかがでしょうか。
- 議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 一般介護予防事業である介護予防教室は、運動器機能向上を目的に行っている教室が、7教室、豊かな老後に向けた心とからだの健康づくりとしての講座は年2回、自主グループで行っている団体は3グループになります。  
課題としては、介護保険財政が厳しい状況の中、介護予防事業については、運用等の見直しをしながら継続してきました。今は、介護予防事業が個人へのアプローチとなっておりますが、これからは、地域全体で介護予防に取り組む地域づくりといった新たなアプローチが必要になると考えております。町で行われている他分野の事業、高齢者以外の年齢層の住民活動等にも目を向けて、予防介護の取り組みと関連できないか等など考えてまいります。
- 議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。
- 2番 小柳 聡 はい、まず、はい、了解いたしました。後段でもちょっと触れるんですけども、ふれあい療法でもそうですけども、やっぱり日常からの予防、運動というのはとても大事だと思いますので、そういったこともまず、いろんな角度からアプローチを出来るようにしていただきたいと思っております。最後にまとめとなりますけども、地域ケア会議っていうのは、これからの話し合いになると思っておりますけど、これを開催することが目的になってはいけないと考えます。いろんな個別課題を地域課題へ結びつけることが重要であると考えます。医療介護連携も今後は、地域の医師会の理解や協力も必要になってくると考えます。  
総合事業は、いろいろ個別課題も現場あるあるをマイクロとして積み上げていって、そ

れらを整理して、高齢者が八郎潟町で暮らす中でどうすれば良いのか…という視点で考えていただきたいと思います。また、地域課題に結びつける高齢者をトータルで見られる人材も重要になってくるのではないかと考えます。といった地域福祉を耕してくれる地域住民をクロス人材として育成をし、包括ケアの枠組みに参加させていくことも重要であると考えますけども。

そこで最後まとめとして、答弁いただけますでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、いすか。松田さん。健康福祉課長、いすか。

健康福祉課長 松田正紀 はい、お答えいたします。今後、町の地域課題といろいろ見極めながらこの地域に合った介護サービスを施策として第9期の方に反映していきたいと考えております。よろしくをお願いします。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、ありがとうございます。是非この、医師会もキーになると思いますけども、地域住民も巻き込んで考えていただければ、より強固な地域事業包括ケアが出来るのではないかと考えますので、よろしくをお願いします。

それでは次の話題に入ります。「今夏の異常気象から将来を見据えて」という表題でございます。

何十年に一度という自然災害が、ここ最近では数年単位の間隔で訪れ、もはや異常気象というキーワードが日常的になりつつあるように肌感覚として思っております。今年の夏は一言で言うならば猛暑でした。しかし第一に取り上げなければいけないのは7月15日に発生した記録的豪雨の影響であり、本町でもたくさんの被害を記録しました。

本町で被害に遭われた方、また近隣町村でも大きな被害に遭われ、未だに元の生活を取り戻せていない方もいらっしゃいます。そういった方々に対しこの場を借りてお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧復興を祈念しているものです。

また、消防団や役場職員の皆さまに対しても時間関係なく丁寧に対応していただきり議会の一員としても改めて御礼を申し上げます。加えて今回の南秋町村議長連絡協議会も県への緊急要望として迅速な動きをしていただいたことに関しても感謝をお伝えします。

河川改修に関しては被害の大きかったエリアから浚渫がようやくスタートするという情報はありますが、「河川整備は下流から」というのは素人ながらに何度も目にし耳にしてきた言葉です。

八郎潟町としては下流からの改良工事を一体的に要望すべきと考えますけども町としての見識を伺います。

浚渫等改良工事の現状把握と今後の予定についてお伺いいたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 河川管理者の秋田県によりますと、令和5年度は、五城目高校付近から国道285号上流側の伐木と州ざらいを実施し、令和6年度からは、国道7号から秋田自動車道までの区間の伐木と州ざらいの実施に向けて予算要望すると回答を得ております。これまでも議会において答弁しておりますが、機会ある度に浚渫の要望をしております。また、移動振興局においては五城目町と同様の内容にて馬場目川全体の浚渫の要望をしております。秋田県では、流下能力の阻害している箇所を、緊急性・優先度を考慮し対応しており、上流から下流への州ざらいの予定となっておりますが、馬場目川の河川改修は改修済みの位置付けとなっております。今後、伐木と州ざらいの維持管理事業を実施していくと回答を得ております。しかしながら、これまでの大雨災害の状況といたしましても、地域住民の不安解消と安全安心な生活を守るためにも、今後も要望を継続してまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 是非強く、強い意志で要望の方を粘り強く続けていただきたいと思います。参考までに浚渫、州ざらい、伐採等の、たぶん今動いていると思いますけども、今回の工事で、どのような効果が、どの位の効果が見込まれるかっていったところは、ちょっと把握してありますか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 何の工事ですか。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 今回の、今おっしゃっていただいた五城目高校から馬城橋辺りまでの工事です。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員言うとおりの、工事っていうのは、事業っていうのは、やはり下流からやるべきだと私もそう思っています。やはり上流を先にやってしまうと、下流がやはり災害に遭う事が多々ありますので、そういう点はどのような検証をしながら工事を行うのか分かりませんが、被害の大きかった所から言うのが県の姿勢でございます。今のところは、そういうことで県の伐木、州ざらい、そういう状況を見守ってはいきたいと思えます。ただ、この度被害のあった市町村首長が集められて、谷防衛相が、ごめんなさい、谷防災相が来た時に、当時は金田さんと富樫さんもお一緒でありましたけれども、両国会議員の皆さん、やはりこの度は浚渫、河川の浚渫、が第一であろうということで国では浚渫の予算を強く要望していくってことはおっしゃってありました。県では浚渫予算がなかなか無いってことで知事も大変そういう面では心強く感じていると思えますので、出来たら下流から、やはり浚渫事業を行って欲しいというのが私の願いでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、ありがとうございます。まさに私も実は同じ事を思っておりまして。仮に7月15日の午後を例にとりて考えると、五城目のいろんな地区で上流で起きた氾濫の水量も加わって下流に流れてきた場合は、やっぱり我が町や大川地区の被害が拡大するものと予想されるので、そこは本当に是非粘り強く下流の方もお願いしますというところを伝えていただきたいと思えます。

それで続けてまいります。その久保観測所の水位を指標に考える事が多いと思えますけれども、近年では内川川や富津内川の氾濫も目立ちます。五城目の中心部でそれらの川が、富津内川として馬場目川に合流するんですけども、合流してからの水位ってところにも着目すべきではないかと考えます。これは過去にも多分、伊藤議長も発言はしてると思うんですけども。川崎地区から五城目の中心部にかけて観測所を増やすことは要望として出来るものかどうかというところをちょっと伺いたします。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 以前にも、そういう話はされましたけれども、馬場目川の水域、これは、あまり私自身は意味が無いと思っております。ただ、本町の場合は馬場目川の水位っていうのは久保の観測所、これを起点にして対応しておりますけれども、今年の災害をみますとやはり富津内川、内川川、この氾濫がやはり大きな原因となっておりますので。実は黒土にも観測所がございますので、その地点を私がかたも常にこれから時間的に見ていかなければ、水位は確認していかなければなあと思っております。どこに作れば効果的なものかっていう議論は、これからだと思いますけれども、出来ることなら、やはり3本の川が合流した後の所にも一つ作ってもらえればいいのかなどは思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、ありがとうございます。私も是非そういった観点で考えていただければなあ。近年の豪雨というのは想像を絶するものがございますので、是非そういったところも考えていただきたいと思えます。三年前にも私が浚渫の話題を提言しましたが、川岸の土砂の堆積はここ数年で更に広がりました。にわばし付近の中州、これは大川寄りではございますけれども、生い茂った樹木が橋にもかかろうとしております。限られた予算でと言った言葉が、優先順位が、という県側の言葉もあると思えますけれども、水量が増える下流での浚渫や州ざらいで川の容量を確保して根本的な改良をしていただくことが町民の、八郎潟町の町民の安心・安全を守る意味でも大事だと思いますので、そこは強く要望していただきたいと思えます。といったところで浚渫の話題は終わります。

次に、ちょっと異常気象というテーマで続けてまいりますけれども。

8月8日、今後も高温が続くということで、中学校の部活動の話になっていくんですけども。11日まで運動部の活動が休止となりました。8月12日から16日は学校閉庁日、さらにはまた高温ということで8月21日～25日の活動も休止となりました。

。部活動関係者の声を聞くと学校閉庁日期間に活動できない上に、その前にも連休になることで練習出来ない日が長期間続くといったところを憂いておりました。また8月下旬にも活動休止が続き、新人戦前一ヶ月前にも関わらずなかなか練習が出来ないという事を、環境を半ば諦めのような形で私にご相談をいただきました。

高温が予想される中で練習を通常の形で実践するのは私も無理があると思います。判断が間違っているとも思いません。ですが、「練習してもよい」「練習はダメ」この100かゼロの二択しか選択肢がないことに関しては、私は個人的には違和感を覚えます。

例えば

- ・日中を避け時間帯をずらして軽めのメニューをする。
- ・一時間程度とし軽めのメニューをこなす。
- ・簡易的な冷房設備を準備して屋外種目も含めて体育館での利用を割り当てる。

など、選択肢を状況に応じて増やしてあげられないものかなと考えますけども。

おそらく今後も猛暑の年は続きます。長期的には今後も今年のような猛暑が当たり前になってくるかもしれませんし。だからこそ当事者の思いも汲み取った線引きを作っていただけないかと考えます。

そこでお伺いします。部活動の実施不可判断についての見直しを求めたいと思いますけども、御所見お伺いします。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 小柳議員のご質問にお答えします。

学校ではいろいろな状況下により、部活動の停止期間を設けることがあることは十分ご存じのことと思います。今回の停止は、気温35度を超える猛暑のため、熱中症警戒アラートの発令期間でありました。臨時休校や部活動停止はテスト期間のほかに、感染症の感染拡大予防や変災等が予想されるなど、命にかかわる場合に限ってのことです。

議員が提言する内容の意図は十分理解できますが、今回は、冷房設備の無いところで、活動を計画することは難しいと判断した次第であります。登下校時も含めた危機管理意識を働かせることが肝要と思います。

次年度以降も夏場には猛暑になることが予想されますので、安全面を考慮して体育館に冷房設備を装備できないものか、検討していかなければならないと考えております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、今、命に限ってというところをいただきました。まさにそれは私は思っております。最近では中学生が授業中に熱中症で亡くなったという事例もございました。本当に熱中症対策っていうのは重要であると考えられます。で、今、冷房施設の検討もいただくといい言葉もいただきましたけども、これは、どうでしょう、何年後というところは、お約束は出来ませんよね。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 私が申し上げた冷房施設設備というのは、例えばですね、体育館にエアコンを全部備え付けるとかという意味ではございません。冷風機的な値段的にもそんなに掛からない物で何台か置いて、そこで活動できればいいかなというふうには考えております。そういう面では若干さっき、どこの、どこの、学校だけじゃなくてですね、スポ小の問題もありますし、町民体育館もありますので、どの程度の器具を置けるか検討しなきゃいけないことでもありますので、出来るものならば何台か装備できればなというふうにご検討しております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、理解しました。私も実は、井川町の旧小学校ですかね、そこでミニバス練習に行った時に、気化式冷風機が2台設置されていたところもございまして。そういった環境をなるべく…、私もネットで調べてみたところ、だいたい20万円前後の、結構大きい物で20万円前後の物でした。そういった物がございまして、そういった気化式冷風機等がちょっと、学校が第一優先にして欲しいなとは思いますが、そこは、いかがで

しょうか。他の町体、他のスポ小とかもありますけども、学校の方を優先していただきたいってのは、いかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 学校の体育館は小中学生共に体育授業その他ありますから一番、第一優先は、そこになろうかと思えます。ただ、部活動、あるいはスポ小活動等の事を考えますと、学校の体育館だけにそれを備え付けて、スポ小活動してる所は無しとかってなると、これまた同じ保護者がおりますのでいろいろこう語弊が出てくるかと思えますので、出来るものならば最低でもスポ小活動やってる所と学校の授業でも使える所に置ければいいなというふうには思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 私が提案したところで、冷風機のところは言っていたので、ちょっと今うっかりするとこだったんですけども。時間帯をずらして軽めのメニューとか1時間程度として軽めのメニュー、これは勿論コーチの見てる中で、というところは参考までに許容する、出来るものでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 お答えします。学校の部活動は教育課程の中に位置づけてございます。ですので、練習時間っていうのは確定されてるわけですね。で、現在前にも申し上げましたけど、バスケット部に限っては男子とか女子、コーチの関係で時間がずれるというふうなことで後ろの方に普段の状態でもずらして実施しております。そうする場合には一応保険を別物で掛けてですね、対応出来るようにしております。ですので実態に応じて行うことは可能なんですけれども、部活は全体的に停止する云々っていうのは学校の判断が主であり、私方で、止めなさいとかじゃなくて学校から相談を受けて、やれる部分についてはやっていただくし、どうしても全体的に止めなきゃいけない部分は止めると。もう少しあわせて申し上げますと、学校の部活を止めてスポ小を止めないってことは、これまた変な話になりますので、私どもとしての考えでは、私、教育長であってスポ小の本部長でもありますから出来るだけ小学生も中学生も足並みを揃えて停止する時は停止するという措置をとっていくようにしたいと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、教育長のお立場も大変理解しておりますので…はい。まあ、是非にですね、いろいろ柔軟な対応を求めていきたいと思っております。

それでは続けてまいります。

この話からちょっと逆行するように感じるかもしれませんが、熱中症対策の推進は非常に重要であると感じております。

特に高齢者の方々にとっては、しっかりと涼を求めていただきたいと思えます。ご家庭で涼んでいただければそれに超したことはありませんけども、公共施設等にクーリングシェルターとしての機能を持たせることが出来れば町民の健康維持はもちろん、各家庭での電力使用量を抑えることにも繋がることになるのでSDGsの観点からも一石二鳥になるのではないかと考えます。

気候変動適応法が令和5年4月に改正され熱中症対策の項目が追加されておりました。

例えば、はちパルであれば図書館や交流ホールで涼んでいただくことや、保健センター等であれば夏季に介護予防教室等を開催しながらその前後の時間は涼んでいただく、そんな仕掛けを増やすことによって、利用者の増進も図っていく事が出来るのではないかと考えます。

そこで、お伺いします。ご提案ですけども、公共施設のクーリングシェルターとしての活用を検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 熱中症警戒アラートが発表されるなど、危険な暑さが見込まれる時は、暑さをしのげる場所として、クーリングシェルターを公共施設に設置していれば、熱中症や熱ストレスなどの健康リスク軽減につながると思います。

来年度、冷房設備があり、常時職員がいる役場庁舎やはちパル等をクーリングシェルターとして指定する方向で検討する予定でございます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 はい、ありがとうございます。まず役場、はちパルといったところを、まあ、はちパルは、参考までに図書館、交流ホールは入らないですか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 今検討してるのは、先ほど言いました二つでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 それではちょっと今、私が提言した介護予防教室等に関しても保健センター等で夏季にやることによって、そういった効果も生み出せると思いますけど、そこに関してはいかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 確かにそういうことも考えて、利用者がそれで多くなればそれで超したことはございませんので、まあ、そういうことも含めまして考えていきたいと思えます。

議長 伊藤秋雄 はい、小柳 聡君。

2番 小柳 聡 これは是非、検討いただきたいと思えます。  
北国や東北地方は本当に比較的涼しいという言葉が嘘のように、今年の夏は列島全体が長期間の暑さに悩まされました。地球沸騰化というキーワードを国連事務総長が発するよう既に温暖化というものは当たり前になりつつあります。「暑いからやめる」というだけでなく、暑さと上手く付き合うためにもいろいろな対応策を考えていただきたいと思えます。  
といったところで、私の一般質問を終了させていただきます。

議長 伊藤秋雄 これにて2番 小柳 聡君の一般質問を終わります。  
次に8番 畠山一充君の一般質問を行います。8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 議席番号8番 畠山一充です。  
7月の28日でしたけれども、駅前交流館はちパルに於いて、町議会議会改革特別委員会主催による町民との意見交換が開催いたしました。その中で議員はどういう活動してるか分からない、という意見がありました。議員活動が「見える化」出来るよう町民の声を拾い上げ施策に反映出来るよう努めたいと思ひ、私から3項目の一括質問方式により質問いたします。

一つ目といたしまして、表題が「認知症対応の取り組みについて」でございます。  
高齢化で認知症の人は、今後も増えると予想され当事者らが住み慣れた地域で安心して生活できる環境が求められております。

認知症の人たちと共生する社会の実現を目指し、国や自治体の責務などを定めた認知症基本法が、超党派の議員立法で成立しました。

厚生労働省の推計によりますと、65歳以上の認知症高齢者は2020年時点で600万人です。団塊の世代が全て75歳以上になりますと2025年には約700万人に達すると推計されています。つまり、高齢者の5人に1人が認知症になるとされ、対応加速が狙いであります。

本県は人口に占める65歳以上の割合を示す高齢化率が2022年に38.8%と過去最高を更新しております。2020年の国勢調査で高齢化率は全国最高でした。ちなみに、本町における高齢化率は、先ほど45.6%ということですが、切り上げて45.7%、これは2023年8月1日現在でございます。

高齢化は今後も進むと見込まれ、認知症は県民また町民に身近になっていると思えます。認知症高齢者は、デイサービスやグループホーム等を利用しており、症状の重い人は、特別養護老人ホームにも入所しております。現状でも特養の待機者は多く、認知症の人が今後も増えれば、施設の拡充が必要になることも見込まれます。また、認知症になるのは高齢者ばかりではありません。65歳未満で発症する若年性認知症の人が全国に約3

万5千人いるとの推計もあります。現役世代として治療を受けながら働ける環境整備も欠かせません。

2022年に県内で認知症やその疑いがあり、県警に行方不明の届け出のあったのは延べ50人で、行方不明者総数(367人)の13.6%を占めております。県警人身安全対策課によると、2012年の統計開始以降、大きな変動はありません。ただ、県警に届け出がある前に認知症の疑いがある人が保護されるケースは増加傾向にあります。昨年は前年より138人多い664人に上りました。

こうした傾向や高齢化の進行を踏まえ、県内の自治体では、認知症やその疑いのある人が保護された場合、直ちに家族へ連絡できるようにする仕組みが広まっております。

提案といたしまして、認知症高齢者・障がい者等保護情報共有サービス「どこシル伝言板(以下、「伝言板」です)」の取り入れであります。伝言板は、認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指し、QRコードの読み取りで発見～保護～帰宅までの早期解決として、地域の見守り事業をサポートします。認知症の人や障がいをお持ちの方等の保護時に、個人情報を開示することなく、早期帰宅に繋げるサービスです。また、QRコードを読み取るだけで安全・安心・安楽に本人に対応する為に必要な情報をWeb上の掲示板を活用して即時、確認できます。「伝言板」は、ラベル・シールによる視覚的訴求とセキュリティ万全のWebクラウドシステムの機能により、自治体・地域住民・警察・消防・医療介護専門職等による地域の見守りネットワーク活動を支援いたします。

「伝言板」の特徴についてですけれども、7項目ございます。

1. QRコードの読み取り～伝言板というシンプルな仕組み、となっております。  
行方不明になった際、発見者が衣類や持ち物に貼付されたラベル・シールのQRコードを読み取ると、家族へ直接メールが自動送信されます。また発見者は、専用の伝言板で保護に必要な情報を確認でき、家族の迎えまで伝言板を通じて連絡を取り合うことができます。
2. 衣類や持ち物に貼付。2種類のラベル・シール、となっております。  
①洗濯に強い耐洗ラベルでございます。  
家庭用洗濯機で200回以上の耐久性があり、丈夫で長持ちです。衣類にアイロンで貼ります。  
②暗闇に強い蓄光シールでございます。  
反射版とは異なり、ライトがなくても、自ら蓄えた光を放つシールでございます。  
杖などの持ち物に貼ります。
3. 個人情報は表示されません。  
氏名・住所・連絡先の記載は不要です。システムに一切個人情報を含まないため個人情報漏えいの心配はありません。
4. 複数の連絡先に一斉連絡できます。  
伝言板からの通知先メールアドレスは3人迄登録が可能です。関係者で情報を共有することができるため、離れた家族も随時、状況を把握することができます。
5. 本人及び発見者の負担軽減です。  
発見者がQRコードを読み取ると保護時の注意点が表示され、対処方法がわかります。発見者の負担を最小限にしながら、本人の安全・安心・安楽にも繋がります。
6. 24時間365日いつでも連絡可能です。  
発見者がQRコードを読み取ると、伝言板サイトを通じて直接家族に通知が届きます。システムを通じて365日24時間、迅速に状況を把握することが可能です。
7. 自治体などの見守り施策を支援いたします。  
全ての利用情報は事務局(自治体等)に即時共有されます。タイムリーな情報集約と共有ができますので、情報に基づいた家族への相談支援が可能です。また、初期導入費+ラベル・シール購入費のみで継続利用が可能となり、(認知症高齢者保護を目的とした使用に関しては)ランニングコストは掛かりません。

実際、県外で行方不明になった市民のコードが読み取られ、家族に居場所や状況が伝えられた事例があったということでございます。

認知症や疑いのある方が安心して暮らせる社会の実現に向けて、是非ご検討願います。

以下の点について、お伺いいたします。

- 一、令和4年度における本町の認知症や疑いがある方は何名いるか
  - 二、本町における認知症対策の主な取り組みについて
  - 三、認知症やその疑いのある方が行方不明の場合における組織体制について
  - 四、「伝言板」の取り入れについて
- でございます。

次に表題に入る前に、新型コロナウイルスについて、5月に感染症法上の位置づけが5類になってから新型コロナの新規感染者数も全国で増加傾向にあります。県内は流行の第9波に入ったと見られております。以前、小柳議員から事業復活支援金及び商品券事業の施策、金議員からも商品券事業に関する質問をされていますが、私からも二つ目の表題といたしまして「地域商品券交付事業について」質問いたします。

燃料費・物価高の背景には、燃料費の高騰で町民の生活は大変厳しさを増しております。民間調査による一連の値上げの理由として、最も多かったのが原材料高、次いでエネルギー価格高騰、包装・資材価格の上昇と続いております。

さて、本町においては5回ほど地方創生臨時交付金の一部及び町持ち出しを財源として、「地域商品券交付事業」を実施しております。

今までの経緯として、第1弾と第2弾とも令和2年度に地域経済の好循環を図る目的とし、利用対象事業所を町内限定、第1弾は高校生を除く18歳以上の町民1人当たり3千円を交付、第2弾は全町民に1人当たり1万円分を交付しております。

第3弾は令和3年5月時、新型コロナウイルス感染症の拡大により疲弊した地域経済の消費拡大を支援する目的とし、利用対象事業所を町内に限定し、全町民に1人当たり1万円分の商品券を交付しております。

第4弾は、令和4年4月時、新型コロナウイルス感染症の拡大により疲弊した地域経済の消費拡大を支援する目的とし、利用対象事業所を町内に限定し、全町民に1人当たり1万円の商品券を交付しております。

第5弾は、令和4年9月時、新型コロナウイルス感染症による災難や危機的状況下において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けている生活者の負担を軽減する目的とし、利用対象事業所を町内に限定し全町民に1人当たり1万円分の地域商品券を交付しております。

地方創生臨時交付金と自治体の繰越金一部を充当し商品券を交付することについて、バラマキと思われがちですが私個人といたしましては、全町民への公平的な支援並びに小売・サービス業等の事業者支援として、地域商品券交付は賢明な施策であると思っております。

以下の点について、お伺いします。

- 一、第1弾から5弾までの事業実績に基づく効果及び評価について
- 二、地域商品券交付の考えについて、でございます。

三つ目といたしまして、表題が「災害時の連絡体制について」でございます。

7月14日から16日にかけて東北地方に梅雨前線が停滞し、秋田県と青森県では平年の7月降水量を大きく上回る記録的な大雨となりました。18日から19日にかけても前線の活動が活発となり、岩手県や秋田県で大雨となりました。各地で河川の氾濫や堤防の決壊、住宅の浸水などが多発しました。

本町においても、記録的な大雨により住宅等の床上・床下浸水、農業被害、農業施設被害が多発し以下の通り対応しております。

以下については町議会報告並びに町広報の掲載内容を引用しております。

7月14日、自主避難所の設置、15日、大雨警報（土砂災害）の発表・暴風警報の発表・災害警戒対策本部の設置、土砂災害（警戒レベル3）高齢者等避難発令・土砂災害警戒情報の発表・土砂災害（警戒レベル4）避難指示発令・災害対策本部の設置・洪水に関する災害（警戒レベル4）避難指示発令・洪水に関する災害（警戒レベル5）緊急安全確保発令、16日、洪水警報の発表等、町による分刻みの対応、町消防団の警戒巡回・内水の排水等が開始されました。町職員からは14日～18日の5日間、懸命の努力で対応いたしました。

さて、地球温暖化に伴い自然災害の頻発、激甚化が指摘されております。本県・本町でも従来の想定を超える災害への備えが必要となってきたとも考えられます。そんな中で、自治体から町民への情報発信は避難などの行動を促す鍵であり、ゆるがせにはできないことです。

災害時には、正確な情報を適切なタイミングで伝えないと、人命にも関わりかねないと思っております。また、災害時は早めの対応、情報発信が被害の軽減につながります。空振りをおそれずに、速やかに避難を呼びかけるのが鉄則だと思っております。

提案といたしまして、災害時の気象情報の利活用や連絡体制の確認を目的とした、公務員向け研修会の開催です。内容は、県秋田地域振興局と秋田地方気象台の協力のもと、

近隣自治体・秋田河川国道事務所・五城目警察署・湖東消防署本部・陸上自衛隊秋田駐屯地などからの参加で、架空の町に台風が接近し、河川の氾濫で洪水が発生したとの想定演習です。ちなみに、県内を襲った7月の記録的な大雨被害により五城目町の住宅被害が599棟で8世帯11人（8月14日現在）が避難生活を続けております。

災害時は、さまざまな情報が発信されます。どの機関が情報の収集や発信を担っているのか、普段から把握しておくことで効率的な対応につながると思います。どうか、風水害などのあらゆる災害に強いまちづくりを目指し、是非ご検討願います。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 畠山議員のご質問にお答えいたします。

本町において、実際に認知症の病名がついた人数は、町は把握できません。認知症高齢者数については、国の推計では、現在は65歳以上の7人に1人、約15%と言われており、団塊の世代（1947（S22）～1949（S24）年）が75歳以上の後期高齢者になる2025年には65歳以上の5人に1人、約20%が認知症になるといわれております。

秋田県では、認知症高齢者数を算出する場合に、福岡県久山町の認知症有病率18.48%を利用して算出しておりますので、この率を本町に当てはめてみますと、令和5年8月1日現在の65歳以上の人口が2,430人、その内の認知症のある高齢者は、449人になります。

なお、令和4年度において、警察から情報提供のあった認知症または疑いのある支援依頼対象者は、6件あり、その内、徘徊件数は、別人になりますが4件になります。

本町における認知症対策の主な取り組みについては、総合相談として、地域包括支援センターによる認知症や介護の相談を行い、必要時に専門病院への受診勧奨や在宅介護サービスの紹介や要介護認定申請の代行を行っております。また、本人の認知機能の状態が著しく悪化している場合は、事前に本人の情報を病院相談室へ提供もしております。

また、地域包括支援センターが実施している介護予防教室では、町の保健師や看護師による健康相談を各地区で行ったり、認知症と思われる方やその家族、地域住民等が気楽に集える場所の提供、利用者相互の交流や情報交換ができる場合として、えきまえ交流館はちバルで、年2回の認知症カフェを開催したりしております。そして、企業や団体に対して、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者に優しい地域づくりに取り組んでおります。

認知症やその疑いのある方が行方不明の場合における組織体制については、町では、徘徊リスクのある人に対して、地域包括支援センターの職員による個別訪問を行ったり、その家族に対して介護保険サービスの利用勧奨や民生児童委員への定期訪問の依頼をしております。また、行方不明になるおそれのある高齢者等を事前に登録していただき、事案発生時に当該高齢者等の早期発見に繋がれるようにするため、警察や関係機関等と協力体制を構築する、「地域で見守る認知症SOSネットワーク」の準備をしております。

最後に「伝言板」の取り入れについてであります。秋田県内では、令和4年度時点で13市町村が導入しており、近隣では、令和3年度から大潟村が導入し配布件数は0件、令和4年度から五城目町、三種町が導入しており、それぞれの配布件数は2件と1件となっておりますが、実例は無いようです。町では、先ほどお話しした「地域で見守る認知症SOSネットワーク」の構築を進めた上で、考えてまいりたいと思います。

次に地域商品券交付事業についてであります。この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済の活性化策として、地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度の第1弾から令和4年度まで計5回実施いたしております。これまでの事業実績に基づく効果及び評価については、第5弾時の取り扱い加盟店は80事業所が登録し、商品券利用率も平均使用率は98.8%となっております。

また、第5弾までに使用された商品券の総額は2億3,254万3千円となっており、このことから地域商品券はコロナ禍における町民生活支援及び町内事業所の経済の下支えに一定の効果があったものと認識しております。

地域商品券の考え方については、今般のエネルギー価格や食料品などの物価高騰は、全町民に等しく影響を及ぼし、家計圧迫や購買意欲の低下など大変厳しい状況であることから、経済対策が必要であると考えております。

この現状を踏まえ、町民の皆様への家計支援並びに町内の事業者支援策として、所得制限等を設けず10月1日を基準日として、全町民を対象に1人1万円の第6弾地域商品券を発行するための関係予算案を本定例会に提出しております。

最後に災害時の連絡体制についてであります。地球温暖化に伴い、各地で自然災害が

頻発しており、町でも想定を超える災害への備えが必要となってきております。

災害が発生した場合は、限られた職員体制で、避難対策など様々な災害応急対策を迅速に講ずるため、秋田地方気象台をはじめ、各関係機関から情報を収集して災害対応にあっております。

議員が提案する想定演習の実施については、なかなか難しいと思いますが、現在、秋田県消防協会男鹿潟上南秋支部の主催により、広域的な防災訓練が市町村の持ち回りで毎年開催され、町消防団が参加しております。また、コロナでちょっと開催できなかった時もありますけれども、開催地が本町となった際は、地域住民や警察などの関係機関も参加して、大がかりな訓練が実施されております。

今後も各関係機関との連携をしながら、なお一層の災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、8番 畠山一充君。

8番 畠山一充 私からそうすれば、総括的なことで発言いたします。

一つ目の「認知症対応に取り組みについて」でございますけれども、先ほど町長からも近隣町村の設置状況も報告がございました。それで県内にどれくらい認知症の方がいるか確認したところ、県の方から情報いただきまして、令和4年10月の1日現在の推計値でございます。約6万6千人となっております。いろいろこのような情報について、県長寿社会課から情報いただいたんですけども、QRコードを使った対策は県内の半数程度の自治体で導入しておるといような情報をいただいております。ここらへんの導入時期はタイミングもあるかと思っておりますけど、どうか是非ともご検討願いたいと思っております。

二つ目の「商品券の交付事業」につきましては、本町の地域商品券の交付回数を見ますと、近隣町村と比べて多く交付されております。この度、補正予算で予算計上、第6弾でことで措置していただきまして本当に感謝いたします。

最後に三つ目の「災害時の連絡体制について」でございますけれども、町による町の関係機関と連携を取りながら活動をされておるっていう報告をいただきまして把握いたしました。なかなかこの研修っていうのも難しいところありますので、県の方に働きかけてもらうようなかたちで八郎潟町が中心っていうのは非常に難しいかと思っております。そこらへんうまく近隣町村と声掛けながら県に働きかけて研修会を開催してもらいたいと思っております。特に高齢者等の避難、警戒レベル3及び避難指示、警戒レベル4を発令するタイミングとエリアについては重要なポイントとなりますので、なかなか難しい開催となりますけれども、なんとか頑張ってもらえればと、こう思います。

私の一般質問は、これで終わります。ご答弁、どうもありがとうございました。

議長 伊藤秋雄 これにて、8番 畠山一充君の一般質問を終わります。  
次に、1番 加藤千代美君の一般質問を行います。はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 1番 加藤です。よろしく申し上げます。

私の方からは5点程あります。だいたい同友議員が質問なさっておりますので、簡単明瞭に答えてもらいたいと思っております。

まず第一点ですが、「災害対策について」であります。

7月14日から15日にかけて降り注いだ雨は本町においても、町の報告によれば、死者1名、床上浸水8棟、床下浸水20棟となっております。

農業被害は大豆・枝豆・水稻、町内合わせて271.2ヘクタール、と報告されておりました。この農業被害あるいは施設への影響を受けられた方の一日も早い復旧を願うと共に死亡した方については、哀悼の誠を捧げたいと思っております。

さて、この災害を顧みれば昨年と同じような状態で、同じような地域で起きると共にさらに規模が拡大していたような感じが致します。

しかし、国、県の災害担当者は一様に線状降水帯の発生、あるいは異常気象により発生したものであるという見解を発表しております。

だが災害現場を見ると「山」はあれ「山」の頂上まで道があり、本来自然が持っている機能を果たせなくなっているのが現状のようであります。

戦後78年経過いたしました。78年前は学校植林があったり、入り会い林野があったり村の人々が一生懸命山を手入れしたおかげで今日まで災害も少なく経過することが出来たのではないのでしょうか。

いわゆる自然と共生して来たからこそできた技であると思っております。

この度の災害では、他町に比べて本町は被害が少ないようですが、本町にも天池林道の近くに民有林か国有林か分かりませんが山があり、見事に頂上から道が付き木がほと

んど伐採されております。

このような現状に対して町では、今後どのような行政指導をしていくのか、お伺いしたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、森林は、温室効果ガスの削減、土砂流出の防止や水源涵養機能など多様な役割を有しており、災害対策の観点からも大変重要な役割を担っております。そのため、森林の適正な管理は、国土の約3分の2が森林である日本にとって大きな課題であり、本町も同様でございます。

また、森林の立木を伐採する際には、森林法第10条の8に基づき、森林が所在する市町村の長に届け出すこととされております。

議員ご指摘の林道天池線沿いから実施された伐採についてですが、伐採地が五城目町であるため、本町で行政指導を行うことはできません。

なお、本町の区域内の森林において伐採を行う際には、役場に届出書を提出し、内容等の確認後、通知書を届出者に発出することになります。

議長 伊藤秋雄 はい、1番 加藤千代美君。

1番 加藤千代美 今、私が申し上げた天池林道は五城目の管轄だということでありましてけれども、森林を伐採する場合には、所謂「間引き」というのが非常に重要になります。そして、その間引きをした所にまた同一植種の木を植えると災害が発生いたします。私はこの災害で数多くの場所を見つけました。いい例は上新城の湯ノ沢って所があります。そこは山ごとなだれが起きて木が倒れている、その他崩れている箇所が見られました。これはひとえに、行政で森林組合と共同して木の伐採、間伐、植林、これを怠った為だと思っております。

今、町長が言われたように町の許可を得て伐採するというのであれば、それは当然そうですが、何も彼にも許可するというのであれば八郎潟町においてもやはり同じような被害が起こるのではないかと心配しておりますので、許可する上では十分に注意をしていただきたいと思います。

それから、更に付け加えて言いますが、先ほど小柳議員も質問いたしましたけれども、馬場目川の氾濫について、この防災計画書、八郎潟町の防災計画書を見ると、ちょっと分からないところがあったのでお伺いします。

この27ページの中に「馬場目川の未改修については早期完成が図られるよう関係庁に要望する」とあります。今現在、この未改修の部分はどこなのか、ということが第一点

。二つ目ですが、溜め池の施設が…、に書いてあります。これは老朽化が進んだり、農業者の高齢化したことによって非常に注意しなければいけないというようなことが書いてありますが。八郎潟町では、溜め池が何か所あるか教えてください。

議長 伊藤秋雄 産業課…、住民生活課…

1番 加藤千代美 議長。いすか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1番 加藤千代美 今数字が分からないのであれば、後から教えてください。

で、この溜め池があることが分かったわけなんです、この管理状態は今どのようになっているのでしょうか。今回の非常の雨の中でも八郎潟町の溜め池が氾濫したという事例は無いようでありますけども。今現在、どのような状態になっているか教えてください。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 ただ今のご質問についてお答えいたします。溜め池の数ちょっと確定ではございませんけど、4～5位あると認識しております。また、管理につきましては、水利組合とで管理しているものと思います。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 溜め池については、数は正確でないとしても分かりましたけれども、今その状態は水利組合で管理して、何ら問題が発生しないという状態ですか、そのへんは確認しておりますか。

議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。

産業課長 相澤重則 すみません。名前忘れたんですけども榮寿苑の手前の溜め池、国道7号線から榮寿苑に行く溜め池あるんですけども、あそこはかなり水位は上がっておりました。ただ氾濫するまでには至っておらず、その状況については確認しております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 それから、この防災計画の36ページの中に「地滑り、急傾斜地」が載っております。以前、浦大町で地滑りした箇所見たんですが、今回も地滑りは無かったんですけども、それに該当するような地域があるのか私見受けられましたので。それは浦城、浦城から浦大町に、あの道路につながるあの箇所は、下手な伐採をすると地滑りが発生するんじゃないかと心配しております。それについては町の方ではどのように捉えているか教えてください。

議長 伊藤秋雄 …、はい、加藤千代美君。砂防ダムの方で、ですか。

1 番 加藤千代美 砂防ダムっていうよりも浦城がある真下、真下が浦の五城目線ですか、あれに繋がっている箇所の所で、森林があります。それを伐採すると、あそこは地滑りが起きるんじゃないかなど、そういう感じで見てます。

町長 畠山菊夫 北側ですか。北側？南側？

1 番 加藤千代美 南側。

町長 畠山菊夫 南側ってことは、こちら側？

1 番 加藤千代美 そうです。

議長 伊藤秋雄 水道課…

1 番 加藤千代美 議長。時間も無いので後で現場を見てから教えてください。

次にですね、浚渫についてお伺いしますけども、さっき町長は下流から浚渫するのは改めて要望しておりますと、こういう答弁でございました。ただ、寺田知事の時に八郎湖の浚渫ということを市町村は要望しております。しかし、その時の答弁は八郎湖の浚渫はまだあがってないから、それ必要無いと、同時に馬場目川河川もまだその必要が無いということで今日まで来たわけです。ただ今回この大洪水が起きたわけなんですけど、下流が詰まると、どうしても上流に詰まっていくっていうのが水の流れの原理だと思います。その中で、この八郎湖調整池の水位、防潮水門の放流状況っていうのがあります。これを見ると常に日本海と八郎湖が均等になるようになって、書いてあります。これは条例の第3条ですか、そこに書いてあります。洪水になった時には水門を開けると、いうことになっておりますけども、浚渫の泥が溜まると、どうしても水位が高くなります。従って上流の水が捌けないと、という状況になろうかと思えます。ですからやっぱり下流の方から早急に進めてもらうようお願いする、っていうことが第一点であります。

それで私、提案でありますけども、この八郎湖の、今、大潟村に、大潟土地改良区っていうか、県っていうか、その排水と用水の工事費が干拓時にかかるような金が付いているはずなんです。この金を交接市町村で話し合っただけで利用していいようなシステムを構築したほうがいいんじゃないか、という考え方です。何故私がそれ申し上げるかという、東日本の大震災が、日本海中部地震が起きた時に八郎湖の堤防が、砂が盛り上がってきた状態でありました。それで、八郎湖の堤防の内側の所がまだ舗装されてない時代です。各農業委員会の農業委員長方が集まって、この周りを舗装しよう。これは地震起きる前です。それで、何メートルずつか何年かかって舗装することにして着手しておったんです。その時に日本海中部地震が出て、その中部地震のお陰で、交接市町村7市町村あるはずなんですけど、その7町村の農業委員会の会長方、市長、首長方が一斉に陳情してその金を利用した経緯があります。今回も私は、こういう制度がある中で市町村が一致団結して

やるならば、使えないことはないんじゃないかなっていう考えが致しますので、どうかその町長においては周辺町村との同意を得ながら、これをやってもらいたいというのが私の要望であります。以上が第1問に対しての質問であります。

町長 畠山菊夫 はい、いすか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 その話が過去にあったかどうか、それ調べてみないと分かりませんので。加藤さん言う八郎湖に土砂が堆積してるのは事実ですけども、土砂が堆積すると水位が上がるっていうのがちょっと、ちょっと理解できないですよ。それは、どうして水位が上がるんでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 底の土が上がると、だんだんと水が高くなるんじゃないですか。そのために今、八郎潟、大潟村堤防の工事の嵩上げを要求してるんじゃないですか。ですから寺田知事の時に八郎潟町で、大潟村では残存湖の浚渫をしてくださいと、こういうお願いしたわけなんです。これがやられてないんですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 八郎湖の土砂が堆積すれば、確かに水の量は少なくなります。でも水位は変わらないと思います。

1 番 加藤千代美 ん、下が高くなって、

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 水を溜めておく下側の土が、土壌が高くなって 水位は変わらないんですか。

町長 畠山菊夫 水位は変わりません。容量水位は全て変わりません。

1 番 加藤千代美 容量水量ですよ、言ってるのは。容量水位…

町長 畠山菊夫 ああ、分かりました。分かりました。

1 番 加藤千代美 よろしいですか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 ええと、2問目に入ります。「不慮の事故・不注意（不可抗力）による事故」についてでございます。

この度の豪雨災害について、テレビ、ラジオ、携帯電話では特別なチャイム音を鳴らし「命を大切にしてください、不要・不急の外出は避けて下さい」と何度も放送されました。

私も秋田で会議があり段々と強くなる雨音に注意を払いながら会議に参加していましたが、私の隣の席のマスコミ関係者の方の携帯電話にはリアルタイムで情報が入って来て私にどここの道、川が氾濫したから確かな道を通って家に帰るようにアドバイスをしてくれ、その言葉に従って安全に家にたどり着くことができました。

そこで考えるのでありますが、マスコミ報道で注意を促しているのに会議に出席し、事故にあった時これも不慮の事故になるのか。

むしろ報道を無視して会議に参加した本人に責任があり、不注意による事故に該当するのではないかと考えるのであります。

仮に、不注意となるようなことがあると判断したときには、八郎潟町の災害弔慰金の支給等に関する条例を改正する必要があるのではないかというご質問であります。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 外出自粛要請は「とにかく家にいること」が基本ですが、あくまでもお願いであり、「

不要不急」に該当するかどうかは、個人により事情の違いがあることから、各自の判断に委ねることになっております。

必要な会議に出席するため災害により事故に遭った場合は、「急激かつ偶然な外因による事故」いわゆる不慮の事故に該当するものと考えます。なお、通常、事前に災害が予想される場合の会議については、中止や延期、またはリモート会議で開催されるものと思っております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 今回、八郎潟町で死亡事故があったわけなんですけど、この前の臨時議会で500万円を支給することになったわけなんです。この問題については数多くの町民から私のところにも相当数の件数の人方が、なんで議会の人が黙って見ているのかと。何故、議員は追及しないのかと、こういうお話しがありました。それで私は敢えて質問するんですけども、この条例を見ると町長が判断することになっているようです。規則では、その方が、どこの人で、いつに生まれたか、どんな理由で行ったか申し述べることになっているようですが、臨時議会の時には氏名も公表されておりませんし、どこの誰だかも分かりません。ただ、八郎潟町の住民が死んだということで大方の議員の方は、私以外の方は分かりませんが…、私は死んだ者について石をぶつける事は出来ないで賛成はしましたけれども、しっかりと情報公開をする必要があったのではないかと思いますけども、それについてはどうですか。

議長 伊藤秋雄 はい、副町長。

副町長 小野良幸 ただ今のご質問でございますけども、情報公開というのは、どの場でどのような情報公開でしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 議案を提出する際に、どこの誰であるか、生年月日、住所、これを公表して議会にかけるのが本来でないか、私は今段階の情報公開っていうのは、そういうことです。そして、その理由は、どういうことであってことを議員に明示する必要があったのではないかと。そういうことです。

議長 伊藤秋雄 はい、副町長。

副町長 小野良幸 ただ今のご指摘につきましては、個人的な情報はお伝えすることはできません。今回の一般質問についてもそうでございますけども、本来の一般質問というのは行政、この町の行政の姿勢とか施策とかに関して一般質問するべきところでありまして個人的な事については、することは出来ないことになっております。それを踏まえまして、お答えするんですけども、国の法律でございます。災害弔慰金の支給等に関する法律。これ読まれましたよね。

1 番 加藤千代美 町の…

副町長 小野良幸 はい、で、これでいきますと、「条例の定めるところにより政令で定める災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うことができる」となっております。これを踏まえまして町の条例がどういうふうな規定になっているか、ということですけども、「この法律の規定に準拠し…」という言葉を使っております。つまりは、条例は法律の範囲内で定めなければいけない、ということになっているのは加藤議員、長い行政職も経験されておりますので十分ご承知かと思っております。その中で法律の第5条でございますが、「その災害による死亡が、その死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合は支給することが不相当と認められる」と。それを受けまして本町の条例、支給の制限っていうことで町条例の7条のほうに同じように「その法律の範囲内で、その物の故意、又は重大な過失により生じたものである場合、これは支給出来ない」ことに規定しております。先ほどの加藤議員の前段のご質問の中で「不要、不急云々…」とございましたけれども、これは故意ではございません。あくまでも、雨がたくさん降って、まさか道路が浸水するとは露も思わず、これは全くの不慮の事故でございます。

法律が支給できるものについて町が弔慰金を支給するといった趣旨、目的を考えれば、それを超えた制限は出来ないものと解釈しております。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 町の施行規則の第2条、この中では町長は条例第3条の規定に「災害弔慰金を支給する時は、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金を支給するものとする」と書いてあります。死亡者の氏名、性別、年月日、これを明示することになってます。この条例を見ると。これはそうすると議員には教えないってことですか。

議長 伊藤秋雄 はい、小野副町長。

副町長 小野良幸 先の臨時議会では、お伝えする事項では無いと解釈しております。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 はい、議員の方々も不審に思ってると思いますけども。500万円の金は公金です。事故によって亡くなった、不慮の事故で亡くなったって今おっしゃいましたけれども、誰がどういう状態で亡くなったかということは、やっぱり教える義務があるんじゃないでしょうか。

かつて日本海中部地震の時に、八郎潟町の人が能代の港湾事務所で亡くなっております。その時の状況は分かりませんが、おそらくこの方には支給されたと思います。これは仕事しておいて、誰だかもその時は分かりました。今回は、この方誰だか、どこの誰だかも全然分かりません。ただ新聞報道で八郎潟町の人ですってことだけ分かったわけです。そういう状態の中で八郎潟町の人であるかどうか分からない、それに500万円を支給するっていうのは、いかがなものかと。こういう考えです。

議長 伊藤秋雄 はい、小野副町長。

副町長 小野良幸 先の臨時議会では、お伝えすることは出来ないと申し上げました。そういった個人情報につきましては別の場で尋ねていただくのが当然だと思います。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 別の場で、っていうよりも臨時議会の議案として出したからには公表する必要があったのではないですか。やはり、みんなはその情報を共有して、人間性ですよ、議会は。あなただけが知ってるんじゃないんですよ。我々も、それ相当の義務があるわけです。あなたがさっき、畠山さんが言ったように27日の日の意見講習会の時に「議員は何をやってるか！」ってことなんです。ものすごい勢いで質問されました。それは事実を明確にしないからですよ。しっかりと事実を公表して物事を執行しておれば人間性の中で十分に意見を詰めてやっていくっていうのが、この、人間性、代表性の在り方ですよ。ですから、そういうふうなの隠す必要が無いじゃないですか。私は、これは出してはいけないってこと言って無いんですよ。ちゃんと条例にもそれ書いてあるんだから。議案を出すにあたっては説明する義務があったと思いますよ。

議長 伊藤秋雄 はい、小野町…、副町長。

副町長 小野良幸 この条例規則第2条で定めるこの五つの事項につきましては、支給にあたっての町の事務でございます。議会の一般質問の場で個人的な生活の事を話するという事は地方自治法の規定に反すると思いますが、いかがでしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤…

1 番 加藤千代美 いや、個人を、議案を出す意味において、どういう状態の人がどうであったかっていう説明する義務があるのは自治法に違反していませんよ。あなた拡大解釈してるんじゃないの。

議長 伊藤秋雄 はい、小野副町長。

副町長 小野良幸 地方自治法…第14条、第1項でございます。あ、すみません、間違いました。地方自治法の132条の方に、「普通地方公共団体の議会の会議、又は委員会においては他人の私生活に渡る言論をしてはならない」というふうに規定してございます。先の臨時議会で予算1件、500万円ということは予算にも計上しまして、その人が誰であるかとい

うところの個人的な情報までは、この規定によりお伝えすることが出来ない、ということでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 この132条っていうのは個人のことで、今起きてる事件に対してじゃないですよ。あなた拡大解釈してるよ。後から凡例持って反論しますから。まあ、この問題は、これで終わりたいと思います。

3問目。3問目に入ります。「水田活用の直接支払い交付金について」お伺いしたいと思います。

この制度は農家の米あまり減少・米の価格の下落が生じたことにより、いかにして農家所得を確保するかを考えた末に食料自給率・自給力の向上に資する麦・大豆・米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり畑地化による高収益作物等定着等の支援するとあるが、この捉え方でよろしいかまず第一点伺います。

次に本町においては、将来共に何に重点を置いて産地づくりの畑地化を目指しているのか、私が見て目に止まるのは枝豆・ネギ等であるが、他に何があるのか、また、長期展望に立った作物等があったらご教示願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 水田活用の直接支払い交付金制度につきましては、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上に資する大豆・米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産品の産地づくり、畑地化による高収益作物等の定着等を支援する制度でございます。

本町の主な転作作物は大豆・枝豆となっておりますが、町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンでは、振興作物として、キャベツ・ネギ・ホウレンソウ・アスパラガス・南瓜・セリ・ナスを設定しております。

また、本町では国の戦略作物であり、県も作付を推進している大豆をはじめ、枝豆・ネギといった振興作物を主要な農作物としております。

大豆は本町において最も作付面積が多く、枝豆とネギは県の重点推進野菜に位置付けられており、JAあきた湖東が関東の小売店と契約を結んでいることから他の野菜と比べ価格の安定が見込まれております。

なお、水田活用の直接支払い交付金につきましては、令和4年度以降、5年間に一度も水張りが行われない農地は、交付金の対象外となりますので、ブロックローテーションの構築等について検討していく予定としております。

今後引き続き、本町に適した市場での需要と収益性の高い作物等について検討してまいります。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 今、申し上げた作物については、よく分かりました。しかし、主幹産業について、主幹の米について、今大きな問題が出ております。9月5日の新聞、町長は見たと思います。9月4日の日の新聞も見たと思います。その中で知事は、この作物について二年後まで待つとこういうようなことっております。これは町村長会議で、この稲の品種について協議があったもんですか、無かったもんですか。それをお答え願いたいと思います。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 どの場での協議でしょうか。

議長 伊藤秋雄 はい、…

1 番 加藤千代美 町村会が主催する町村長会議、もしくは知事と町村長が会談する中で隣県の町村長と知事が懇談する会議があると思うんですが、その会議の中でこの「こまちR」について話題になったもんですか、ならなかったもんですか。そのへんをまず教えて下さい。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 私自身は、それが議題になったとは思って、報告は受けました。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 いま農家の中では、これが非常に問題となっております。で、いつ報告を受けたか分かりませんが、「こまちR」というのは、もう3年前に、これは問題提起されてるはずですよ。おそらく市町村、農協、その他の団体に明示されてると思います。にわかに問題になってきたのは今年です。それで申し上げますけれども、9月4日に秋田県立大学の谷口吉光氏を書いてございます。これどういうことを書いてるかっていうと、「あきたこまち」っていうのは秋田県のブランド米としてずっと発注してきたけれども、いまにわかに「こまちR」を出すことによって「あきたこまち」に弊害が起きるんじゃないか、県が主張するには「こまちR」っていう物はカドミウムを吸収しない米と、そういうことで売り出すんだけれども、「あきたこまち」が逆に売れなくなる。いま私、この一日の日に会議に出たんですが…、町長は米の集荷業者何社あるか分かりますか。主体となる団体が何社あるか分かりますか。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 「こまちR」について、詳しく私知っているわけではございません。いま、この場で何社あるかと言われても答えることは出来ません。それは、何故そういう質問をされるのか、その話が本当なのかどうかも、谷口先生のお名前を出しましたけれども、その話も私、分かりません。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 新聞取ってないんですか。これ9月4日の日の新聞に出てますよ。ちょっと待って下さい。9月4日の日に谷口吉光先生が書いてるんです。で、9月5日の日にその谷口先生が書いたものを佐々木知事が話してるんですよ。そして、いま米の収集業者が集荷業者が何社あるか聞いたのは、このことで聞いてるんですよ。それで、ちょっと聞いてくださいよ。この作物について水田再編のことについて関係あるんですよ。主が米なんです。収益のある科目が、あなたが言った科目なんです。主がいま脅かされている状態の中で聞いて無いてことはあり得ないと思うんですよ。ですから私、聞いてるんですよ。新聞に盛んに出てます。おそらく、あれでしょ、町にはこういう文書が来てるんじゃないの。これを私たちは、私たちの集荷業者の中では一日の日に詳しく説明がありまして、来年度からは「こまち」は受け付けませんよ、と。「こまち」を植える場合には自主採種してくださいと指導まで来たんです。もう「あきたこまち」っていうのは無くなるんですよ、秋田県では。「こまちR」に変わるんですよ。ですから私、聞いてるんですよ。それに対してどういう対応取っているのか、無いとは言えないと思いますよ。もう既にこれは町村長初め農協組合長、その他の人方に教えてることだと思ってるんですよ。私たちに一日の日に説明がありましたから。で、町ではどういう対応をしているかをお伺いしたい。

議長 伊藤秋雄 …産業課長…

1 番 加藤千代美 いや、産業課長じゃないよ。町長だよ。

議長 伊藤秋雄 暫時、休会します。

( 休 憩 )  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 はい、再開いたします。はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 こういう状況が農家の中にあります。これをまず注視して農家に浸透図ってもらいたい。あわよくば「あきたこまち」を植えた米が買えないっていう状態になるかもしれない。これは推測ですが。この点を注視してもらいたいと思います。はい、休憩ですか？

町長 畠山菊夫 あの、以前にもこういう話したことありますけども、聞きたいことあったら私方、調べます。事前におっしゃってください。

議長 伊藤秋雄 はい、…

町長 畠山菊夫 突然、何日の新聞ご覧になりましたか、なんて聞かれたって、それは答えられないですよ、正直。

1 番 加藤千代美 いすか。

町長 畠山菊夫 谷口教授さんのお話しは分かります。分かりますが、カドミウムの話も分かります。でも、もっと詳しく事前にお話ししていただければ、それは私方も答弁出来ます。

議長 伊藤秋雄 はい、… 休会…

1 番 加藤千代美 水田再編のことについては第一が米だよ。その時にネギとかその他の物が挙がってくるんだけど、米について聞いているんだよ、今。

議長 伊藤秋雄 暫時、休…

町長 畠山菊夫 「こまちR」について、事前にどの部分を聞きたいのか、おっしゃっていただければ担当の…、えー、調べておきますし、いまの町の現状、それも調べておきますし。県がどういふふうなことで考えているのかも聞かなければいけないし。まあ、段取りを踏みながら答弁しなければいけない、私、知ってますか？知ってますか？って何を聞かれても知ってる訳ではございません。

議長 伊藤秋雄 はい、再開します。はい、加藤千代美君。  
今度、質問もう少し詳しく、書いてください。

1 番 加藤千代美 いや、ちょっと。質問書いてるんだよ。水田再編の中で米の在り方について、もう既にこれ我々に指導してるってことは。農協組合、それから市町村長に話してると思うんですよ。知事がこういう発言してるっていうのは。だから聞いているか？って聞いているんだよ。で、その中身はこういうことですよって、質問外れてませんよ。しっかりしてくださいよ。

議長 伊藤秋雄 産業課長、なんとですか。

1 番 加藤千代美 産業課長の問題じゃないですよ。

町長 畠山菊夫 何の…

議長 伊藤秋雄 問題、はい、…

1 番 加藤千代美 はい、だから、こういうものが出たけれども、前段に申し上げた通り、町村長会議でこういう話題が出ましたかって、さっき聞いたでしょ。

議長 伊藤秋雄 はい、

町長 畠山菊夫 町村長会議で知事との懇談は、ございません。そういう話題は出ません。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千…

1 番 加藤千代美 出ないということで、私は後から確かめますけども、あの…

議長 伊藤秋雄 はい、…

町長 畠山菊夫 政策会議、今お聞きしてるのは町村長会議ですか。

1 番 加藤千代美 町村長会議、知事との懇談会、もしくは町村長会議。

町長 畠山菊夫 それは出ません。

1 番 加藤千代美 知事の懇談会には出たんですか。

町長 畠山菊夫 知事と誰とですか。

1 番 加藤千代美 町村長。分かりきったこと聞くなよ。

町長 畠山菊夫 知事と町村長の会議もございません。知事と市町村長の会議はございます。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 町村、知事と市町村長の会議があるでしょ。無いですか。町村会主催で。

町長 畠山菊夫 政策会議はあります。

1 番 加藤千代美 ありますでしょ。その会議の中で話されてないですか。県は。

議長 伊藤秋雄 はい、…

町長 畠山菊夫 町村長の会議とお聞きしましたので、答えただけです。

議長 伊藤秋雄 はい、…

1 番 加藤千代美 さっきから言ってるじゃない。町村会が主催する町村長会議、それから県と市町村長が話す懇談会、これ町村会の中にあるでしょ。その中で出てないかって私聞いたんだよ。

町長 畠山菊夫 ですから、先ほど答えたとおりです。

議長 伊藤秋雄 はい、話し合っていないって…、そういう答弁でした。

1 番 加藤千代美 え？

議長 伊藤秋雄 話し合いが出てなかったって、答弁です。

1 番 加藤千代美 分かった。

町長 畠山菊夫 話し合い出てきてない…

議長 伊藤秋雄 出てねってことだすな。

1 番 加藤千代美 いま、そっちのほうの話で報告を受けたってということなんですが、その時なんか危機感を覚えませんでしたか。「こまちR」の話が出た時に。「あきたこまち」と「こまちR」の話が出たんですよ。報告を受けたでしょ。

議長 伊藤秋雄 はい、畠山…

町長 畠山菊夫 知事からおっしゃいましたが、担当からは報告はあったはずですよ。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千…

1 番 加藤千代美 詭弁を言わないでくださいよ。県が話すってことは、知事の代弁者ですよ。その報告を受けた時に、これを受けた時に危機感を感じませんでしたか、ってこと私聞いているんですよ。これは重大な問題ですよ、来年の農家の人がたは。

議長 伊藤秋雄 加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 これ以上聞いても埒があかないので、次にいきたいと思います。  
「学校給食について」ですが、これは教育長に最初に申し上げますけども、私は要望です。答えっていうより要望。これは、いま、この要望を何故出すかっていうと、1956年、昭和30年、昭和30年と31年にアメリカが日本と協定を結びます。これは食料が余ったことによって、なんとかして捌けるか、はく方法があるということで日本とアメリカが余剰作物協定の締結を結んで小麦とかそういう物が大量に入ってきて、だんだんと日本の米が売れなくなった、という実態の事を書いた物でございます。で、質問ですが、

学校給食を全て「米を利用した」給食にできないかと言うことであります。

いま一ヶ月のうち何回かは、「米食」を行っているようですが、米の文化で発達してきた我が地域、しかも主産業が農業であり、米余りの減少の中で地域の主産業を盛り上げると共に「米」でいろいろな食料品ができることを給食を通して勉強していただき、地域と一体となって地域が元気になる農業、農家をつくるためにも是非検討してもらいたいということでもあります。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 加藤議員のご質問にお答えします。

八郎瀧小中学校の学校給食の献立は、数年前からほとんど米飯でございます。児童・生徒の要望も受けて、毎月の最後の週の月曜日はパン、水曜日はうどんかラーメン等の麺類の献立で実施しておりますので、パンと麺は月に1回ずつで残りはすべて米飯となっております。加藤議員の提案には十分お応えできているのではと思います。

議長 伊藤秋雄 わか はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 はい、教育長の言うことは、よく分かります。私は、そのもう一段前にいきたいんですよ。ただ米だけじゃなくて米を加工した物、そういう物も検討してもらえないか、っていうことでございます。これは要望です。

次に、時間も無いので、端折ります。「中体連の改革について」お伺いしたいと思いません。

学校教育というのは、幼・小・中においては、学業もスポーツも地域と一緒に均等に発達していくように行うのが本来の姿であると私は、思っています。しかし、最近に至っては各学校の生徒数が減少したことにより単独ではスポーツ分野において参加できない学校が出てきているようです。また、学校は、その地域のコミュニティ形成していく上でも親と子供と一緒に活動していく場でもあります。応援していく場でもあり、このような事を考えたときに中体連の大会日程をもっと少人数でも、いろんな種目に参加出来るように考えていくことはできないかってことでございます。

議長 伊藤秋雄 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。

男鹿南秋地区は特に少子化が進み、学校の部活動に支障をきたしていることは、憂慮される一面と、とらえております。

スポーツ庁や文化庁では、職員の働き方改革を踏まえて、部活動の地域移行を打ち出しております。とりあえず、土・日からということで、休日の地域移行を3年間の計画で各自治体が行っております。

地域移行の基本は、児童生徒がやりたいスポーツを地域で請け負って活動させるという考え方です。ですので部活動と違うスポーツを自由に選べるということでもあります。

中体連の大会においては以前から部員が少なくても参加できるように、団体種目しかない競技について合同チームを組んで参加させる配慮がなされております。さらに今年度からは夏の大会に限りクラブチームの参加が認められました。各競技専門部の運用にあたっては、取り組みの一年目に早くも多くの課題が見えてきております。今後少しずつ改定されていくものとは思われますが、その運用がすべて同じではなく、それぞれの細則に従うことになっております。

県の中体連にはどの競技も同じようにできないものかと提言は、し続けております。

議員が提案している生徒がいろいろな種目に出場できないかについてですが、現在中体連の大会出場は選手登録制度となっております。基本1人1競技だけへの登録となります。2競技にまたがると2重登録となり、失格となります。

このことについても今後の課題であろうと思われまます。以上です。

議長 伊藤秋雄 はい、加藤千代美君。

1 番 加藤千代美 分かりました。次で私の質問終わります。

議長 伊藤秋雄 これにて、1 番 加藤千代美君の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終わります。

これより、第一委員会室において、決算特別委員会を開いていただきます。最終日は9月15日、午後3時より本会議を開催します。

本日の会議は、これをもって散会します。  
どうもご苦労様でした。

( 閉会 15時37分 )

# 令和5年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第10日目 令和5年9月15日(金)

議長 伊藤秋雄 お疲れ様です。ただいまの出席議員は1名欠席の、あ、欠員の11名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたします。これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課長、会計管理者であります。日程第1、本会議で各委員会に付託された議案について、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告を求めます。2番 小柳聡君。

総務産業常任委員長 小柳聡 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。5番 石井清人君。

教育民生常任委員長 石井清人 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。まずはじめに、総務産業常任委員長 小柳聡君の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑がないようですので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。次に、決算特別委員長 村井昇君の報告を求めます。はい、7番 村井昇君。

決算特別委員長 村井昇 (決算特別委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 伊藤秋雄 これで決算特別委員会の報告を終わります。次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。日程第2、議案第66号「令和5年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)について」、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第66号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第3、議案第67号「令和5年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。議案第67号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第4、議案第68号「令和5年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第68号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第69号「令和5年度八郎瀧町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第69号について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第70号「令和5年度八郎瀧町上水道特別会計補正予算(第2号)について」、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。議案第70号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、「陳情について」、討論・採決します。  
受理番号第7号 「全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情」について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。採決します。受理番号第7号について、委員長の報告は不採択であります。委員長報告のとおり決定し、賛成諸君の起立を求めます。  
採択ですので、委員長報告のものは不採択でありますので、不採択って言うてるから、それでその採択に、不採択に賛成の方は起立を求めます。  
(全員起立)

はい、起立全員であります。よって、受理番号第7号は委員長報告のとおり採択…、不採択とすることに決定いたしました。  
次に受理番号第8号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情」について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。採決いたします。受理番号第8号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、受理番号第8号は委員長報告のとおり採択し意見書を送することに決定いたしました。  
日程第8 議案第71号「八郎瀧町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。そのように決定いたします。  
本議案について、議案の理由の説明を求めます。はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要についてご説明申し上げます。  
配布いたしました資料をご覧ください。  
議案第71号「八郎瀧町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」  
教育委員の小玉美穂子氏は、令和5年9月19日をもって任期満了になりますので引き続き教育委員としてお願い致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。  
小玉氏は、教育委員の職歴も長く、人格も高潔であることから教育、学術及び文化に関し豊富な識見を有する者として提案するものでございます。尚、任期につきましては令

和5年9月20日から4年間であります。  
よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 伊藤秋雄 日程第8、議案第71号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。日程第8 議案第71号「八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、本案に同意することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第71号については同意することに決定いたしました。  
ただいまから、各会計の決算認定について採決に入りますが、渡邊代表監査委員から出席していただきます。  
暫時休憩いたします。  
( 休 憩 )  
(渡邊代表監査委員着席)  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開いたします。  
次に、日程第9、認定第1号「令和4年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第1号について、委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(多数起立)

議長 伊藤秋雄 賛成多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第10、認定第2号「令和4年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第2号について、委員長報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第11、認定第3号「令和4年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第3号について、委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第12、認定第4号「令和4年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第4号について、委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第13、認定第5号「令和4年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第5号について、委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第14、認定第6号「令和4年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について」、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決します。認定第6号について、委員長の報告は認定するものです。委員長報告のとおり認定することに、賛成諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
ここで、渡邊代表監査委員より退席していただきます。大変ご苦勞様でした。暫時休憩いたします。  
( 休 憩 )  
(渡邊代表監査委員退席)  
( 再 開 )

議長 伊藤秋雄 再開します。  
次に、日程第15「議員派遣について」、を議題といたします。  
議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議会の議決が必要となります。  
お諮りいたします。皆様に配布している資料のとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。したがって議員派遣については、配布資料のとおり派遣することに決定いたしました。  
次に、ただ今決定いたしました議員派遣について、今後変更を要する場合は、その取扱を議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。よって議員派遣の内容、変更を要する場合の取り扱いは議長に一任させていただきます。  
次に、皆様に配布してありますように、町長から追加議案が提出されております。このことについては、本日議会運営委員会を開催しております。議会運営委員長の報告を求めます。はい、8番 畠山 一充君。

8番 畠山一充 8番 畠山です。私から、9月定例会の追加案件を審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。  
本日、午後2時30分から第2委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。  
追加案件として、「令和5年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)」を追加案件として上程したいとの申し出がありました。  
このことから、当委員会では、追加案件として、追加日程第1「令和5年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)」の1件を日程に追加することに決定しました。  
以上、議会運営委員会の報告といたします。  
ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 議長 伊藤秋雄 議会運営委員長報告のとおり、日程に追加することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 お手元の「追加議案一覧」のとおり、議案第72号の1議案を日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 異議なしと認めます。議案第72号の1議案を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。  
追加日程第1、議案第72号「令和5年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について」を上程いたします。  
提案理由の説明を求めます。はい、畠山町長。
- 町長 畠山菊夫 本日提出いたします追加議案の概要について、ご説明申し上げます。  
配布いたしました補正予算書をご覧ください。議案第72号「令和5年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について」補正予算書の1ページ、歳入歳出にそれぞれ140万円を追加し、歳入歳出の総額を34億5,603万4千円としております。  
8・9ページ、歳入は前年度繰越金に140万円を、10・11ページ、歳出につきましては災害復旧費、農業用施設災害復旧費の災害復旧工事測量設計業務委託料に140万円を、それぞれ追加しております。  
これは、7月14日からの大雨災害により故障した上昼根用水管理組合所有の用水ポンプの修理にかかるもので、国庫補助事業の活用に向け、町が設計業務を行うものでございます。  
以上が一般会計補正予算(第4号)の概要でございます。  
よろしくご審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 伊藤秋雄 これより、議案第72号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
質疑なしと… はい、5番 石井清人君。
- 5番 石井清人 5番 石井です。ちょっと腑に落ちないところ聞くんだけど、この上昼根用水機場は任意団体、任意の土地改良団体なんだけど…。本来であれば、団体事業なんだろうけども、それを町が直接委託発注して町費でやるっていう必要性っていうか、その経緯な、その事情が分からないので、ちょっと腑に落ちないんだけど。そこ、教えてもらいたいんだけど。お願いします。
- 議長 伊藤秋雄 はい、産業課長。
- 産業課長 相澤重則 ただいまの、何故、町が実施主体になるかとのことですが、本来、用水機場の所有者であります上昼根用水管理組合が事業実施主体となるべきところですが、災害復旧事業を活用するためには、災害査定を受検する必要があり、また災害査定に必要な計画概要書や査定設計書等の書類を上昼根用水管理組合が作成する必要があります。査定設計書等に加えまして書類の事務も膨大であることから本町が事業実施主体になった方がいいという県からの指導もございまして、町で設計を実施し最終的に工事まで実施することといたしております。以上です。
- 議長 伊藤秋雄 はい、いすか。
- 5番 石井清人 はい、分かりました。
- 議長 伊藤秋雄 他に質疑ある方、挙手してください。ありませんか。  
(質疑なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 質疑なしと認めます。これにて議案に対する質疑を終わります。  
討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 伊藤秋雄 討論なしと認めます。採決いたします。  
追加日程第1、議案第72号「令和5年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について」、原案どおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 伊藤秋雄 起立全員であります。よって、議案第72号は原案どおり可決されました。  
以上、今定例会に付議された案件は、すべて終了しました。  
これをもって、八郎潟町議会9月定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労様でした。

( 閉 会 午後3時34分 )